

平成30年第1回江差町議会定例会資料

資料1：ぷらっと江差の運営見直しについて【議案第1号関係】	…P 1
資料2：役場庁舎コンピュータ室エアコン改修の概要【議案第7号関係】	…P 3
資料3：未利用町有地測量委託業務概要【議案第7号関係】	…P 4
資料4：北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使事業【議案第7号関係】	…P 5
資料5：大澗テレビ共同受信施設大規模改修（光ケーブル化）事業【議案第7号関係】	…P 6
資料6：石川県珠洲市交流事業【議案第7号関係】	…P 7
資料7：老人福祉センター正面玄関ポーチ等改修などの概要【議案第7号関係】	…P 8
資料8：養護老人ホーム入所措置の概要【議案第7号関係】	…P 9
資料9：国民年金システム改修の概要【議案第7号関係】	…P 10
資料10：福祉医療給付システム改修の概要【議案第7号関係】	…P 11
資料11：第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査及び子どもの貧困実態調査の概要【議案第7号関係】	…P 13
資料12：重点ため池ハザードマップ整備事業【議案第7号関係】	…P 14
資料13：多面的機能支払交付金制度の概要【議案第7号関係】	…P 15
資料14：ぷらっと江差の運営見直しについて【議案第7号関係】	…P 16
資料15：町道南ヶ丘小学校線下水道污水管渠新設工事及び道路改良工事平面図【議案第7号関係】	…P 18
資料16：江差港マリナー浮棧橋整備の概要【議案第7号関係】	…P 19
資料17：南が丘第4団地耐力度調査業務概要【議案第7号関係】	…P 20
資料18：全国瞬時警報システム（Jアラート）新型受信機整備委託事業【議案第7号関係】	…P 21
資料19：陸上競技場第4種公認検定事業等【議案第7号関係】	…P 22
資料20：国保情報集約システム運用に伴う負担金等【議案第8号関係】	…P 23
資料21：江差町職員の給与に関する条例新旧対照表【議案第17号関係】	…P 25
資料22：江差町都市公園条例改正の概要等【議案第18号関係】	…P 26
資料23：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要等【議案第19号関係】	…P 28
資料24：江差町国民健康保険条例新旧対照表【議案第20号関係】	…P 44
資料25：江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表【議案第21号関係】	…P 45
資料26：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表【議案第22号関係】	…P 46

資料27：江差マリンスポーツ交流センターの概要等【議案第24号関係】	…P 4 7
資料28：道路占用徴収条例の一部改正に係る条例新旧対照表【議案第25号関係】	…P 5 4
資料29：農業委員会法改正について（概要）等【議案第26号関係】	…P 5 5
資料30：江差町指定居宅介護・援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護・援等の事業の・員及び運営に関する基準を定める条例の概要【議案第27号関係】	…P 6 1
資料31：江差町介護保険条例新旧対照表【議案第28号関係】	…P 6 2
資料32：江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について等【議案第29号関係】	…P 7 0
資料33：江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について等【議案第30号関係】	…P 7 2
資料34：江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正の概要【議案第31号関係】	…P 1 0 0
資料35：固定資産評価審査委員会委員について【同意第1号関係】	…P 1 1 0
資料36：人権擁護委員候補者について【諮問第1号関係】	…P 1 1 1
資料37：国・道への要望等状況一覧（12月～2月）	…P 1 1 2

【補正予算】

「ぷらっと江差」の運営見直しについて

【予算概要】 「江差町観光まちづくり協議会」が「ぷらっと江差」の運営を平成30年度から継承するため、3月中に行わなければならない準備に要する予算を措置する。

【事業費】

○負担金	1,200千円	200千円	(事務・調理物品等購入経費)
○貸付金	1,000千円		(運転資金)

1. 運営見直しの概要

アンテナショップ「ぷらっと江差」は、平成22年から「出店者組合」により運営されてきたが、観光振興とともに町内への経済波及効果をより一層高めるため、江差町が設立を目指している観光DMOでの運営を視野に入れ、平成30年4月1日から「江差町観光まちづくり協議会」により運営を行う。

2. 新たな運営方針

当面は新体制での運営を軌道に乗せることを最優先とし、現行の運営をベースとして、外部専門家の助言もいただきながら、販売に関するデータ収集・分析を行っていくとともに、新たな取組（新商品の開発、販路の拡大等）も進め、販売基盤の確立につなげる。

3. 新たな運営方法

(1) 運営主体

法人設立までの間は、「江差町観光まちづくり協議会」がぷらっと江差を運営することとし、運営経費については、町からの補助金や貸付金等により賄う。

なお、観光DMOの設立後は、協議会から観光DMOに経営を継承する。

(2) 主な運営内容

ア. 販売商品の充実化

町内製品の品揃えを充実することとし、地元農産物の取扱いの拡充や江差産二シンの活用等を図る。

また、町外製品の品揃えの充実化を図るとともに、町外への販路の拡大についても可能性を追求する。

(例) 日本遺産認定地や北前船寄港地、友好都市珠洲市との産品相互流通の可能性を追求

イ. 催事の実施

観光客だけではなく、江差町民が集い、楽しめる場とするため、季節ごとのイベントや行政の取組等とタイアップした催事を定期的に行う。

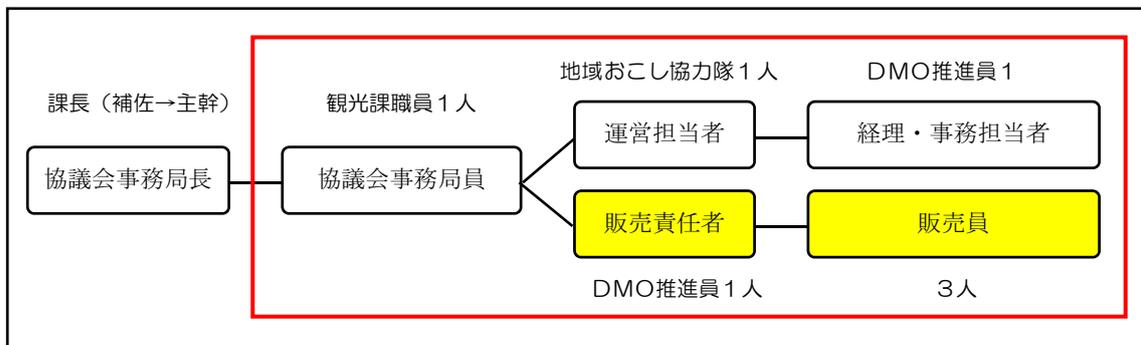
(例) 日本遺産認定1周年記念フェアや野菜や鮮魚等の地元の「旬」をテーマにした催し等の実施

ウ. 飲食提供部門の改善

飲食を提供しているスペースの効率化を図り、提供するメニューについても、江差らしさを感じさせるメニューや、特産品開発のための試売メニュー等の提供を図っていく。

エ. 配置予定人員

運営主体：江差町観光まちづくり協議会（事務局 - 追分観光課）



4. 今後の見込み

平成30年度は新たな体制で運営するにあたり、「POSレジ」(※)を導入・活用することなどにより、作業の効率化を図るとともに、いつどのような商品が売れたのか等のデータを収集・分析することで精緻な販売戦略を立て、平成31年度の店舗リニューアルを目指す。

※POSレジ ～ 商品販売の際に、販売情報を記録することができ、また在庫管理もできるレジスター (point of sales)。

【役場庁舎コンピュータ室エアコン改修の概要】

- ・平成 1 5 年設置の役場庁舎コンピュータ室エアコンが、塩害により腐食劣化し故障が発生する恐れがあるため改修工事を実施する
- ・コンピュータ室には役場庁舎内ネットワーク機器及びサーバ類が設置されており、一定の温度管理が必要

【工事概要】

- ・エアコン一式取替
- ・工事費概算額 8 3 2 千円
- ・改修時期 平成 3 0 年 5 月 予 定



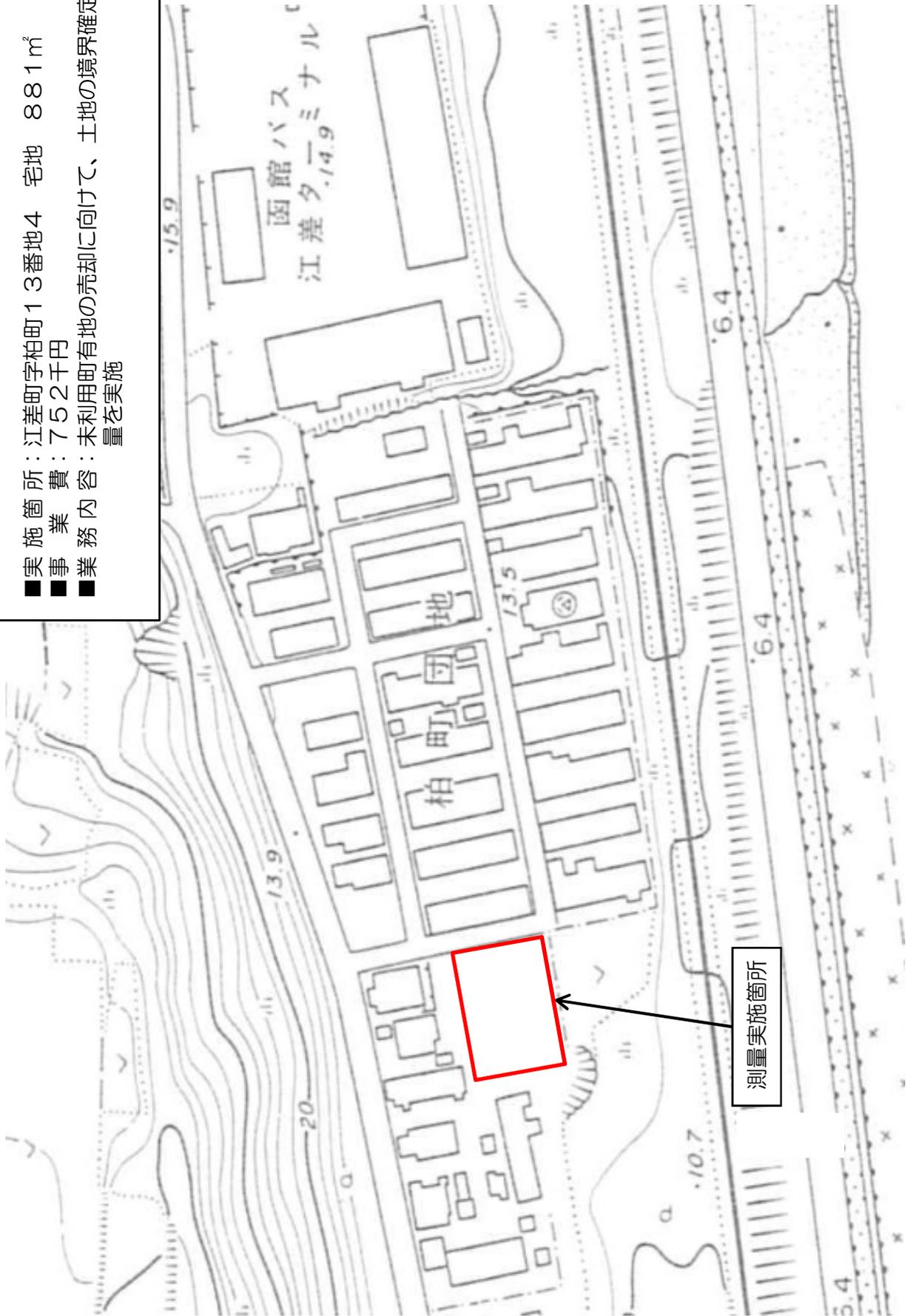
(屋外器現状外観)

(底部腐食状況)



未利用町有地測量委託業務概要

- 実施箇所：江差町字柏町13番地4 宅地 881㎡
- 事業費：752千円
- 業務内容：未利用町有地の売却に向けて、土地の境界確定測量を実施



測量実施箇所

北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使事業

【事業費】1,798千円

【助成額】800千円（事業費の1/2以内） <まちづくり推進課>

いきいきふるさと推進事業の概要

地域の課題に対応し、地域の活性化を図るための広域観光、地場産業の振興、高度情報化の推進などの政策課題に基づき、市町村又は市町村が関与する実行委員会等が広域又は小規模に実施するイベント、研修事業など特色あるソフト事業に対し助成する制度である。

小規模事業 上限100万円（下限50万円）

助成額の算定 事業費の1/2以内

事業の目的

北海道日本ハムファイターズの企画により6年前からスタートした「北海道市町村応援大使」に2018年江差町が決定となったことから、本事業を活用した地域の魅力の紹介や地域経済の活性化、観光の振興に寄与することを目的に実施する。

事業の概要

期 間：平成30年1月1日～平成30年12月31日までの1年間

応援大使：杉谷拳士選手（背番号2 内野手） ・ 市川友也選手（背番号56 捕手）

主な取組（4月～12月）

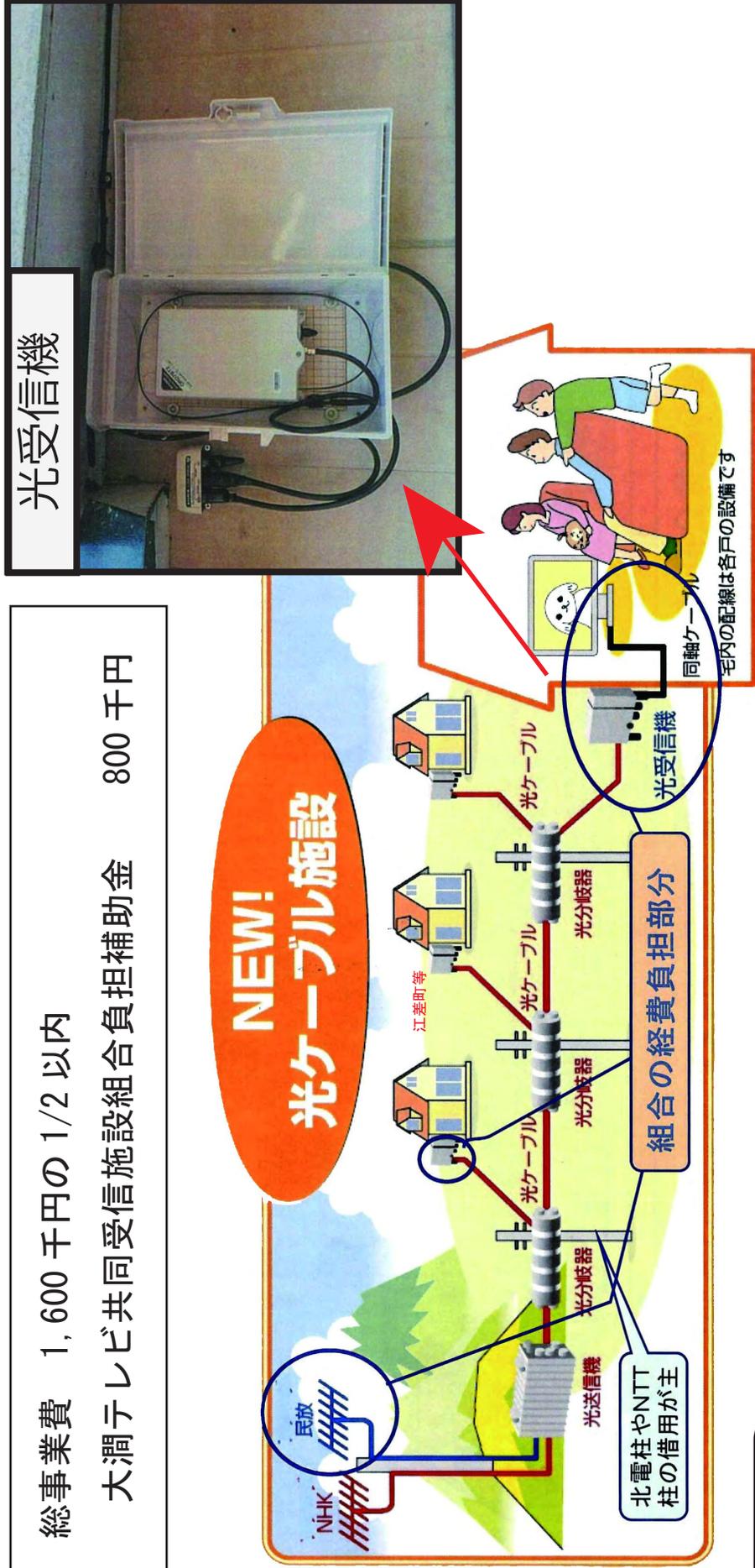
- ① なまらうまいっしょ！グランプリ ⇒札幌ドーム屋外で特産品等の販売（7/27～7/29開催予定）
- ② 市町村活動 ⇒球団提供のロゴや選手写真、サインを活用した各種製作（通年）
※ふるさと納税シール(町外PR)、町民球場ラッピング・小中学生配布用定規(町内PR)他
- ③ 応援ツアー（有料） ⇒試合観戦及び応援大使選手との集合写真撮影(6月～9月の土日の日程で調整中)
- ④ 選手訪問 ⇒応援大使の表敬訪問時にアオダモ植樹等、交流事業の実施（11月中旬～下旬）



大澗テレビ共同受信施設大規模改修（光ケーブル化）事業

総事業費 1,600千円の1/2以内

大澗テレビ共同受信施設組合負担補助金 800千円



事業概要

難視聴対策として、NHKが所管する大澗地区の老朽施設更新（光化改修）に伴うテレビ共同受信施設組合が負担する改修工事経費の1/2以内を補助。【対象戸数：約20戸】

石川県珠洲市交流事業

【経緯】

能登地方から移住者が多い江差町では、平成4年にその子孫で組織する江差町能登会が結成され、その後の縁故調査がきっかけに交流が深まり、平成10年4月8日付けで「北海道江差町・石川県珠洲市 友好都市盟約書」を締結した。

盟約書には、「江差町と珠洲市は相互に教育文化産業行政の分野にわたる交流を通じて親善友好を図り友情と理解を深めるとともに両市町の繁栄と住民福祉の向上に寄与することを念願しここに友好都市として提携することを盟約する」と記載されている。

平成20年の10周年記念式典は珠洲市において開催され、20周年は江差町で開催することとしており、「友好都市提携20周年記念式典」や江差町能登会から事業継承した「江差町・珠洲市次世代交流事業」などを実施し、更なる親善友好を図ることとする。

【事業費】

総事業費 2,000千円

北海道市町村振興協会(いきいきふるさと推進事業)1/2助成(予定)

【事業内容】

- 1) 友好都市提携20周年記念式典(開催地:江差町) 10月予定
- 2) 江差町、珠洲市次世代交流事業(江差町⇒珠洲市) 8月
- 3) 物産交流、販路拡大事業
- 4) 日本遺産交流、江差追分会珠洲支部との交流など

社会福祉施設の備品整備と更新、設備等の改修を計画的に行い、適切な公共サービスの提供と施設管理を図ることを目的に、次のとおり整備事業等を行う。

事業名：老人福祉センター正面玄関ポーチ等改修

【事業概要】

当該施設正面の玄関ポーチ（鉄筋コンクリート柱）について、鉄筋の腐食及び爆裂が見られ構造耐力にも影響を及ぼす可能性があるため改修を行うもの。また、玄関ポーチ天井部分の損傷箇所についても併せて補修を行うもの。



（事業費 364千円）

事業名：コミュニティセンター水堀会館浄化槽ブローア更新

【事業概要】

当該施設の浄化槽ブローア2基について、耐用年数が経過しており、そのうち1基に不具合が生じているためブローア1基を更新し、機能停止の防止及び1基の負担減少を図るもの。

（事業費 187千円）

事業名：コミュニティセンター水堀会館屋外水道元栓修繕

【事業概要】

当該施設の屋外に設置されている水道について、元栓からの漏水が生じているため水抜栓等の修繕を行うもの。（現在は、元栓の開閉により使用）

（事業費 103千円）

事業名：社会福祉施設備品整備

【事業概要】

老人福祉センター、コミュニティセンター水堀会館及び南が丘ふれあいセンターに配置しているイスについて、計画的に更新するもの。

（軽量イス50脚予定）



（事業費 500千円）

事業名：養護老人ホーム入所措置

平成30年10月より養護老人ホームの民営化に伴い老人福祉法第21条第1項第2号に基づく措置に要する費用の支払いが生じるため措置費の予算を提案するとともに、入所判定に伴う判定委員に対する謝礼を予算提案するもの。

(事業費 29,293千円)

老人保護措置費支弁額試算表(10～3月)民間社会福祉施設(地方公共団体の経営する施設以外)

老人保護措置費(構成)		年額(千円)
事務費(A)	一般事務費	17,266
	特別事務費(寒冷地加算ほか)	3,151
生活費(B)	一般生活費	7,508
	特別生活費(冬期加算ほか)	1,064
移送費(C)	函館市往復(職員2名+車両代)×2回(見込み)	74
葬祭費(D)	1件当たり基準額	194
合計(A)+(B)+(C)+(D)		29,257

入所判定委員謝礼 @2,000円×3名×6回(見込み)	36
-----------------------------	----

老人保護措置費支弁額については、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)及び老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について(平成18年1月24日老発第0124003号厚生労働省老健局長通知)に基づき試算。

※上記老人保護措置費の支弁額については、平成30年2月現在での見込みにより試算しています。

国民年金システム改修（年金生活者支援給付金に係る仕様見直し対応）

資料

1.年金生活者支援給付金の概要 【平成31年10月1日施行予定】

10%へ引き上げされる消費税を財源に、低所得高齢者や障害者に対し生活の支援を図ることを目的に新たに給付措置を講じるもの。

- (1) 所得の額が一定の基準を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金を支給する。
所得の基準：住民税非課税世帯で前年の年金収入＋その他の所得の合計額が老齢基礎年金満額以下
給付額：①基準額（月額5千円）に納付済期間（月数）/480 を乗じて得た額
②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とした額

※所得の逆転を生じさせないよう、所得基準を上回る一定範囲の者にも補足的に給付を行う。

- (2) 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。
給付額：月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円）

○支払い事務は日本年金機構が行い、老齢年金と同様に偶数月に支給する。
○毎年7月末までに、日本年金機構において支給の判定に必要な所得情報を市町村から年金機構へ提供する。
（提供の方法は、介護保険特別徴収情報の提供に使用している伝送回線を用いる）

2.新事業の内容

江差町では、日本年金機構へ提供する所得情報を作成するシステムを平成26年度に導入しているが、平成29年12月厚生労働省によりシステムの仕様見直しが行われ、新たな仕様書を基に市町村は平成30年度前期までにシステム改修を行うこととされた。当改修業務は**国からの法定受託事務のため改修は必須であり、改修費は全額国庫負担**である。

- (1) 仕様書の主な変更点
①未申告者の有無に係る情報の収録新設
②未申告者・転入者がいる場合の世帯課税区分の入力新設等

(2) 事業費
243,000円（税込）

福祉医療給付システム改修（北海道医療給付事業に係るレセプト併用化対応）

資料

1.北海道医療給付事業に係るレセプト併用化における概要

北海道は、平成30年4月からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、全国統一の事務処理システムの運用による市町村事務の効率化を推進するため、北海道医療給付事業（重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療）において、診療報酬明細書（以下：レセプト）へ各給付事業の法番号を新たに記載することとした。

医療機関は、国保連合会に対しレセプトによる保険者負担分の請求と、北海道医療給付事業請求の2つの請求事務を行っているが、レセプト併用化により請求を1本化することが可能となる。併用化の開始は、直近の受給者証の更新時期である平成30年8月から開始の予定。

2.新事業の内容

レセプト併用化に合わせて江差町が発行する各受給者証のレイアウト変更や、国保連合会・社会保険支払報酬基金から提供される請求連名簿データの取り込機能を対応させるため総合行政システムの改修を行うもの。

北海道から改修に対する補助金交付が行われる方向だが、現時点で補助率等の詳細は決まっていない。（補助率最大は費用額の1/2）

(1) 総合行政システム改修の主な内容

- ① 受給者証様式改正
- ② 受給者番号再付番
- ③ 連合会・支払基金データ取込機能追加

(2) システム改修見積額

667,894円（税込）

(3) 事業費

669,000円

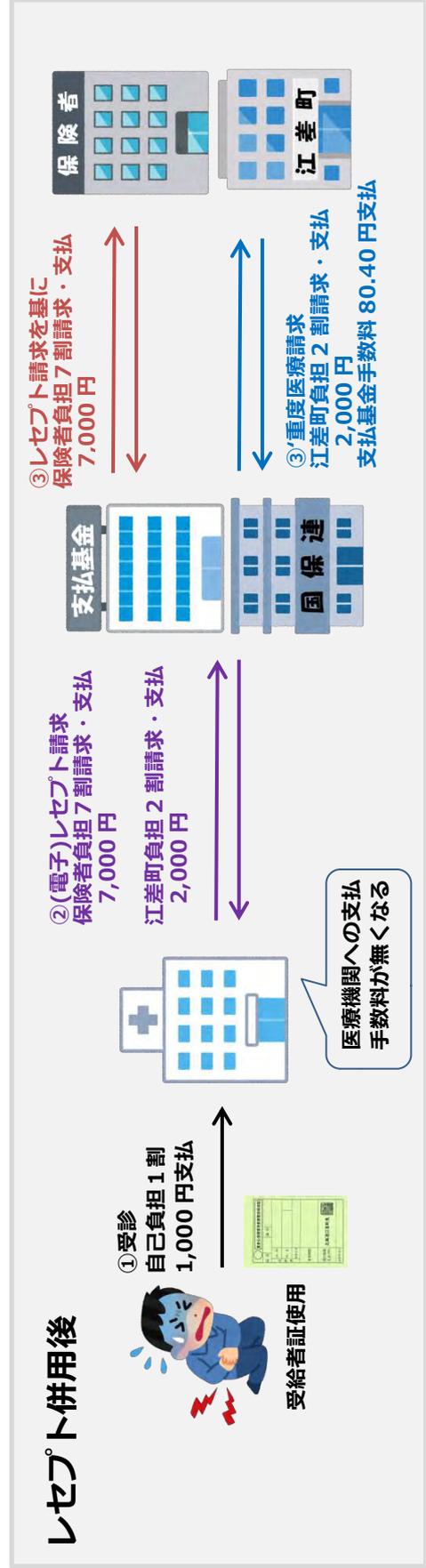
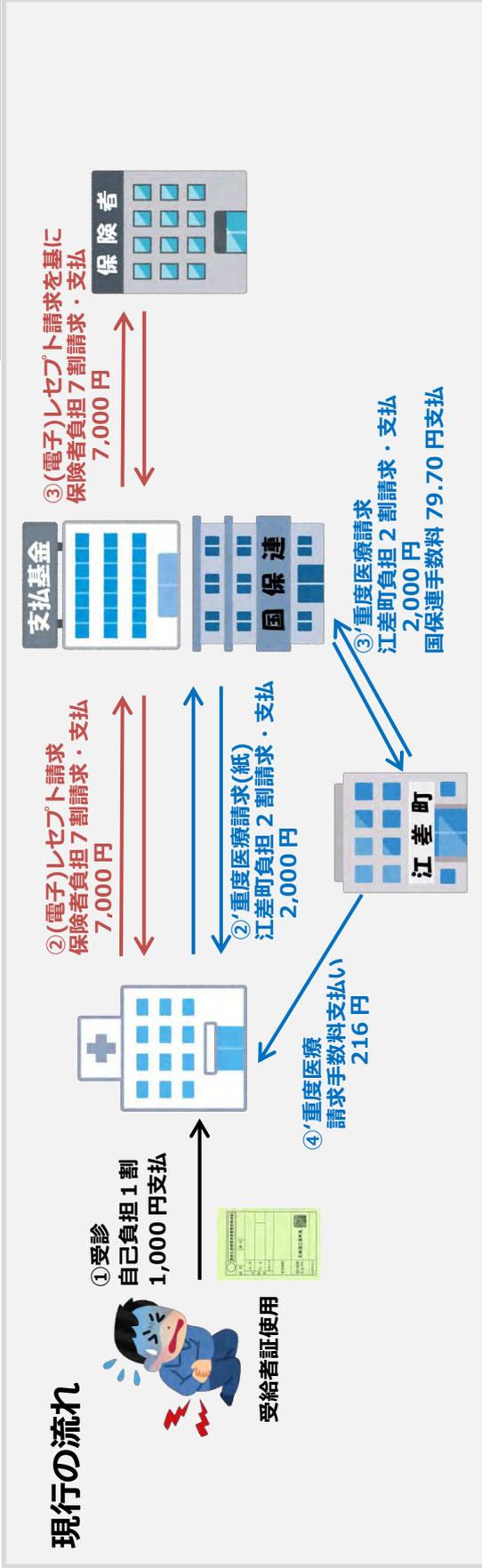
（内訳…重度：223千円、ひとり親：223千円、子ども：223千円）

※改修費は3事業の各科目から支出する

【医療費の流れ】

(例) 重度心身障害者医療 (課税世帯 社会保険被保険者 総医療費 10,000円の場合)

総医療費	10割	10,000円
保険者負担	7割	7,000円
江差町負担	2割	2,000円
受給者負担	1割	1,000円



第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関する ニーズ調査及び子どもの貧困実態調査

すべての子育て家庭を対象に、地域の特性に応じた様々な子育て支援を行うため、保育園・幼稚園及び学童保育所や一時保育といった地域子ども・子育て支援事業に対する保護者等のニーズ調査を行います。

貧困の状況にある子どもの実態と支援ニーズを把握するとともに、支援ニーズに応えるため地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量を把握する調査を行います。

■事業の概要

《委託事業》《国庫補助事業（子どもの貧困実態調査）》

【予算額（事業費）】 341万6,000円

財源：地域子供の未来応援交付金（国費）100万円

一般財源 241万6,000円

【実施主体】町

みんなが、子育てしやすい国へ。
**すくすく
ジャパン!**



■事業の目的

「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とする計画です。

支援事業計画は、予め計画各年度における保育園や幼稚園の必要利用定員とその提供体制、地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込み等について、子どもの数、子どもの保護者の意向を正確に把握した上で作成するものとされています。

第1期支援事業計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間としており中間年である今年は折り返し地点となります。このため、第2期計画（平成32～36年度）を策定するにあたりニーズ調査を実施し、調査結果を踏まえて具体的な目標設定を行うこととします。

「子どもの貧困対策に係る支援体制の整備計画」（以下「整備計画」といいます。）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき国が定める「子どもの貧困対策に関する大綱」及び都道府県が定める「子どもの貧困対策計画」を勘案して定める市町村計画です。

同法において国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとされており、整備計画は、子どもたちと「支援」を結びつける事業の実施、教育・福祉部門等の関係行政機関と社会福祉協議会、NPO等の民間団体による連携体制の整備を念頭に、策定されるものです。

子どもの養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついていわれています。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努めていきます。

第2期支援事業計画は、支援事業計画に係るニーズ調査と整備計画に係る子どもの貧困実態調査の結果を反映させ、整備計画を兼ねる内容となるよう策定します。

■事業期間：調査実施 平成30年度（計画案策定 平成31年度）

■事業内容：子ども・子育て支援事業計画策定に関する基礎調査及びアンケート調査
子どもの貧困対策に係る支援体制の整備計画に関する基礎調査及びアンケート調査

■調査対象：子ども・子育てニーズ調査…未就学児童保護者及び小学生保護者
子どもの貧困実態調査…小学校高学年・中学生・小学生及び中学生保護者

■成果目標：すべての子育て家庭の「正確な実態」「正確な実情」を把握のうえ「詳細な分析」を行い、地域の特性に応じたより効果的で実現性の高い計画を策定します。

重点ため池ハザードマップ整備事業

【事業概要】

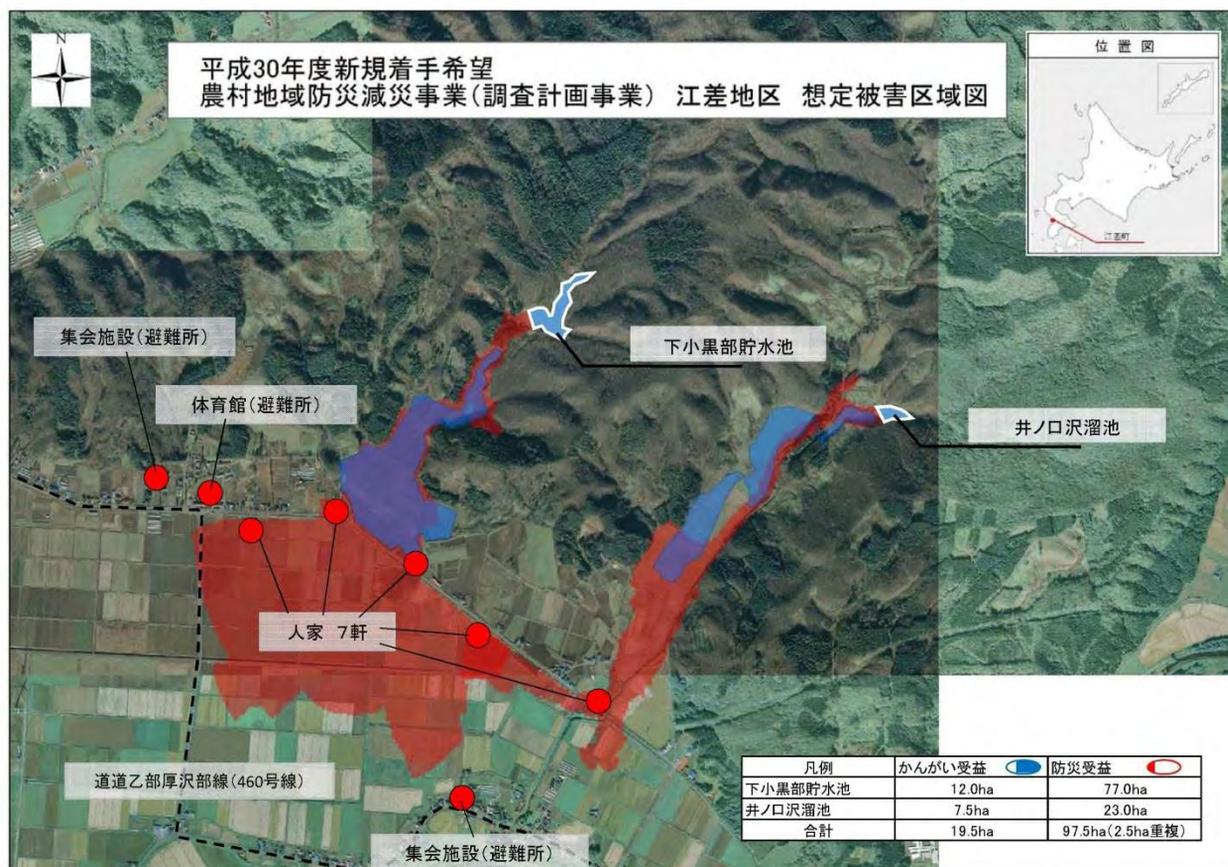
重点ため池が決壊した場合、住宅・周辺農地等に多大な影響を与える災害が予想される地域であるため、浸水想定区域等を示したハザードマップを作成し、地域住民等に周知することで、減災対策を行う。

【事業箇所】

- ①下小黒部貯水池 防災受益面積 77.0ha
- ②井ノ口沢溜池 防災受益面積 23.0ha

【事業費】

ハザードマップ作成委託 5,000千円
(道営農村減災防災対策事業活用による全額補助)



多面的機能支払交付金制度の概要

H30年度予算額: 32, 275千円

(国庫支出金16,337千円、道支出金7,968千円、一般財源7,970千円)

※H30～H34年までの5カ年継続

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援

対象地区: 柳崎町・水堀町・越前町・中網町・小黒部町・朝日町・鍼川町

① 農地維持支払 (17,373千円)

①地域資源の基礎的な保全活動

- 農地法面、用・排水路の法面、農道の路肩の草刈り
- 用・排水路の泥上げ
- ため池の草刈り

②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

- 農業者による検討会
- 不在地主との連絡体制の整備、調整等



② 資源向上支払 (14,502千円)

□地域資源の質的向上を図る共同活動

- ①施設の軽微な補修
 - 用・排水路、農道等の軽微な補修
 - 補修等に関する研修
- ②農村環境保全活動
 - 花の植栽活動等
- ③多面的機能の増進を図る活動
 - 農村環境保全活動の幅広い展開
 - 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化



③ 事務費等 (400千円) 上記事業を推進するための町事務費(研修旅費、消耗品費等)

多面的機能支払交付金の交付単価

地目	①農地維持支払 (10a当たり)	②資源向上支払 (10a当たり)	①と②両方に取り組む場合(10a当たり)
田	2, 300円	1, 920円	4, 220円

【当初予算】

「ぷらっと江差」の運営見直しについて

【予算概要】 「江差町観光まちづくり協議会」が平成30年度から継承する「ぷらっと江差」の運営に要する予算を措置する。

【事業費】 12,300千円

○補助金	7,000千円（運営費）
○貸付金	5,000千円（運転資金）
○賃借料	300千円（車両リース料）

1. 運営見直しの概要

アンテナショップ「ぷらっと江差」は、平成22年から「出店者組合」により運営されてきたが、観光振興とともに町内への経済波及効果をより一層高めるため、江差町が設立を目指している観光DMOでの運営を視野に入れ、平成30年4月1日から「江差町観光まちづくり協議会」により運営を行う。

2. 新たな運営方針

当面は新体制での運営を軌道に乗せることを最優先とし、現行の運営をベースとして、外部専門家の助言もいただきながら、販売に関するデータ収集・分析を行っていくとともに、新たな取組（新商品の開発、販路の拡大等）も進め、販売基盤の確立につなげる。

3. 新たな運営方法

(1) 運営主体

法人設立までの間は、「江差町観光まちづくり協議会」がぷらっと江差を運営することとし、運営経費については、町からの補助金や貸付金等により賄う。

なお、観光DMOの設立後は、協議会から観光DMOに経営を継承する。

(2) 主な運営内容

ア. 販売商品の充実化

町内製品の品揃えを充実することとし、地元農産物の取扱いの拡充や江差産二シンの活用等を図る。

また、町外製品の品揃えの充実化を図るとともに、町外への販路の拡大についても可能性を追求する。

(例) 日本遺産認定地や北前船寄港地、友好都市珠洲市との産品相互流通の可能性を追求

イ. 催事の実施

観光客だけではなく、江差町民が集い、楽しめる場とするため、季節ごとのイベントや行政の取組等とタイアップした催事を定期的に行う。

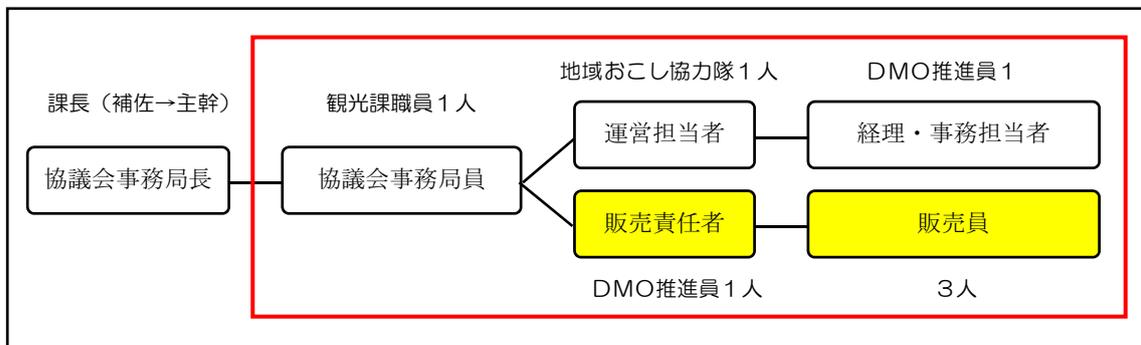
(例) 日本遺産認定1周年記念フェアや野菜や鮮魚等の地元の「旬」をテーマにした催し等の実施

ウ. 飲食提供部門の改善

飲食を提供しているスペースの効率化を図り、提供するメニューについても、江差らしさを感じさせるメニューや、特産品開発のための試売メニュー等の提供を図っていく。

エ. 配置予定人員

運営主体：江差町観光まちづくり協議会（事務局 - 追分観光課）



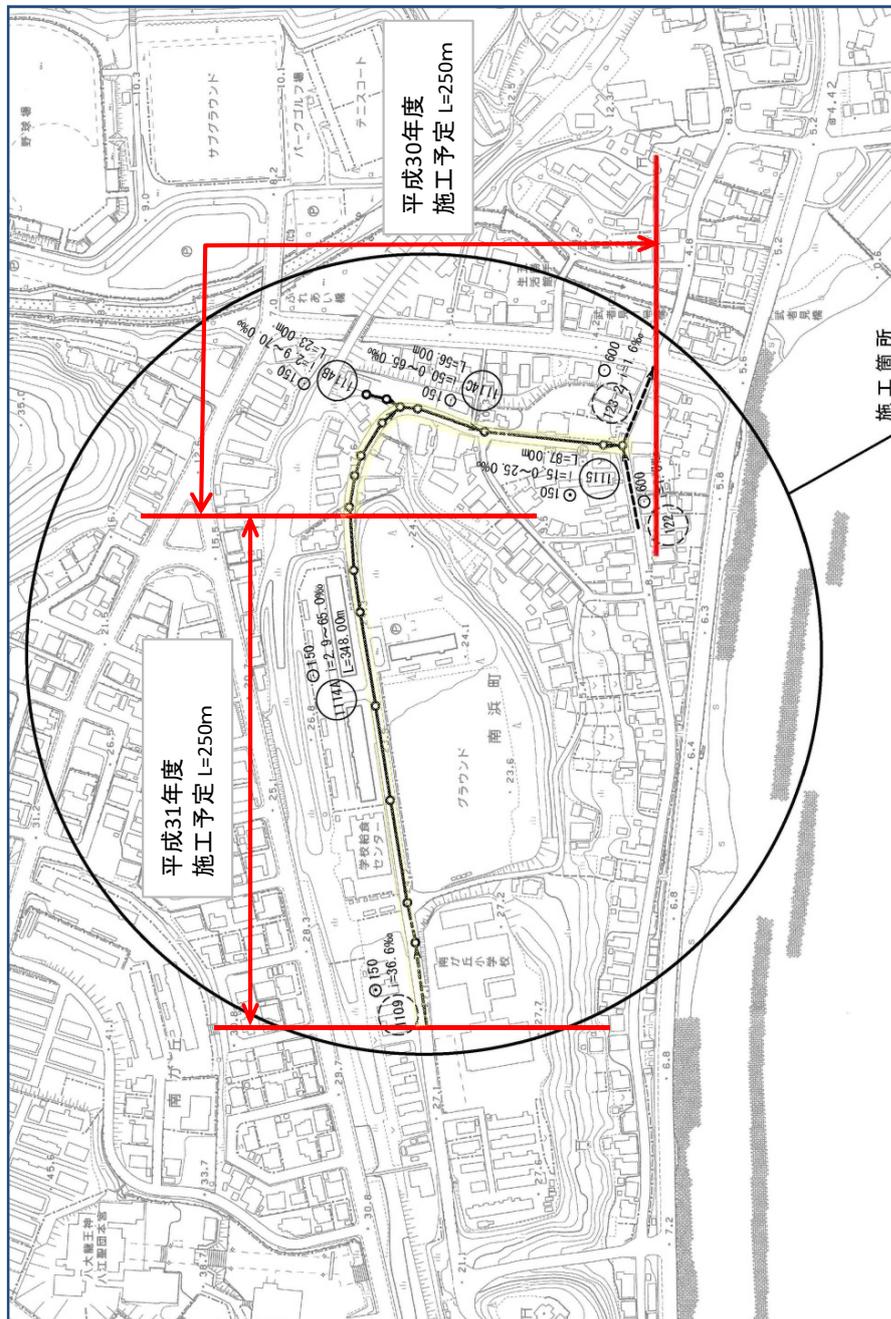
4. 今後の見込み

平成30年度は新たな体制で運営するにあたり、「POSレジ」(※)を導入・活用することなどにより、作業の効率化を図るとともに、いつどのような商品が売れたのか等のデータを収集・分析することで精緻な販売戦略を立て、平成31年度の店舗リニューアルを目指す。

※POSレジ ～ 商品販売の際に、販売情報を記録することができ、また在庫管理もできるレジスター (point of sales)。

町道南ヶ丘小学校線下水道污水管渠新設工事及び道路改良工事平面図

• 位置図



・工事概要
 平成30年度下水道污水管渠新設工事
 L=250m φ150 管渠新設工
 平成30年度～31年度までの2カ年で実施
 担当：建設水道課下水道係

H29 H30
 250m 250m

污水管渠新設工事

・工事概要

平成30年度南ヶ丘小学校線道路改良工事
 L=250m W=6.8～7.8m 舗装工及び排水工
 污水管渠新設工事に併せて2カ年で実施
 担当：建設水道課土木管理係

H29 H30
 250m 250m

道路改良工事

＜平成30年度江差町単独事業＞

江差港マリーナ浮棧橋整備の概要

事業費：9,288千円(ふるさと応援基金：9,200千円、一般財源：88千円)

事業主体：江差町

＜所管課：産業振興課＞

事業の必要性

昭和62年7月に江差町で整備し、30年以上を経過しており老朽化が著しいことから、新設を行うもの。抜本的な施設改修を行うにあたり、財源を確保すべく活用可能な事業を模索してきたところであるが、昨年11月10日の暴風後にフロート部分などに重大な損傷が数多く確認され、修繕に多額の費用が必要となることが判明した。当施設は、施設利用者、ヨット大会、一昨年から開催しているマリンスポーツなど利用頻度が高く、このままではマリーナの影響が懸念されることから、早急に予算措置を講じる必要がある。

事業の概要

- 内容
 - ・既設の固定式棧橋を活用し、整備費用も安価でメンテナンスも容易な浮棧橋全6基中3基を新設する。
 - ・浮棧橋本体及び付属設備設置工事一式

【浮棧橋の状況】(フロートの落下、バンド破損、床面破損等)

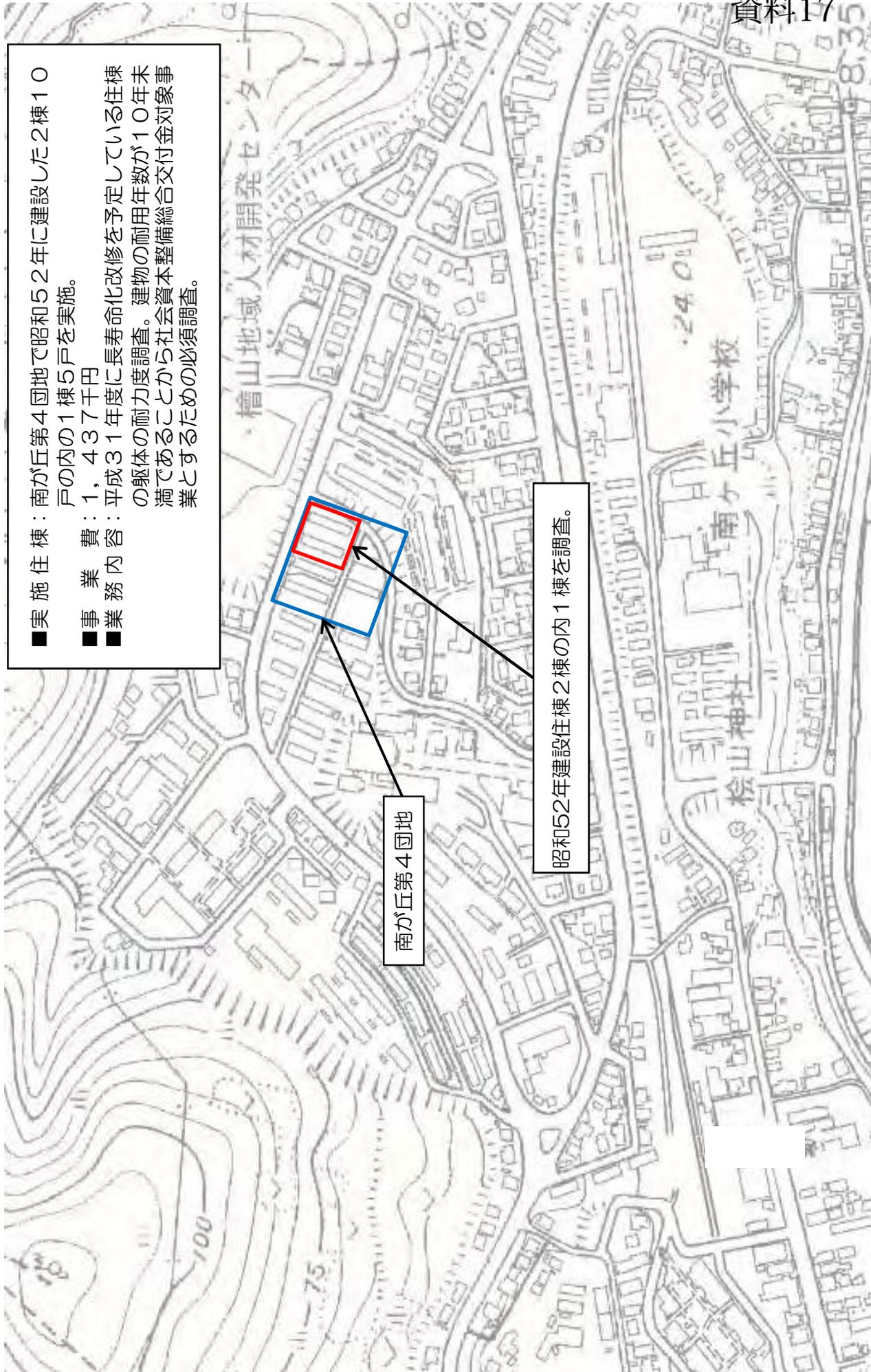


【新設棧橋設置イメージ】(函館マリーナ)



南が丘第4団地耐力調査業務概要

- 実施住棟：南が丘第4団地で昭和52年に建設した2棟10戸の内の1棟5戸を実施。
- 事業費：1,437千円
- 業務内容：平成31年度に長寿命化改修を予定している住棟の躯体の耐力調査。建物の耐用年数が10年未満であることから社会資本整備総合交付金対象事業とするための必須調査。



全国瞬時警報システム（Jアラート） 新型受信機整備委託事業

総事業費

新型受信機等整備 3,348千円

緊急防災・減災事業債対象（平成30年度まで）

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等が対象。

【交付税措置：元利償還金の70%が基準財政需要額に算入】

事業概要

平成31年度から現行受信機による情報受信が不可となることから、新型受信機整備を行う。

※ 全国の市町村で新型受信機への更新が必要

【新型受信機の導入効果】

- 処理時間の大幅な短縮（1～2秒以内に短縮）
- 気象等の特別警報等に係る伝達情報の充実 2区分（「大雨」「その他」）⇒ 6区分（「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「大雪」「暴風雪」）
- ※ 弾道ミサイル、テロ等の国民保護情報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報等は従来どおり配信。

● 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

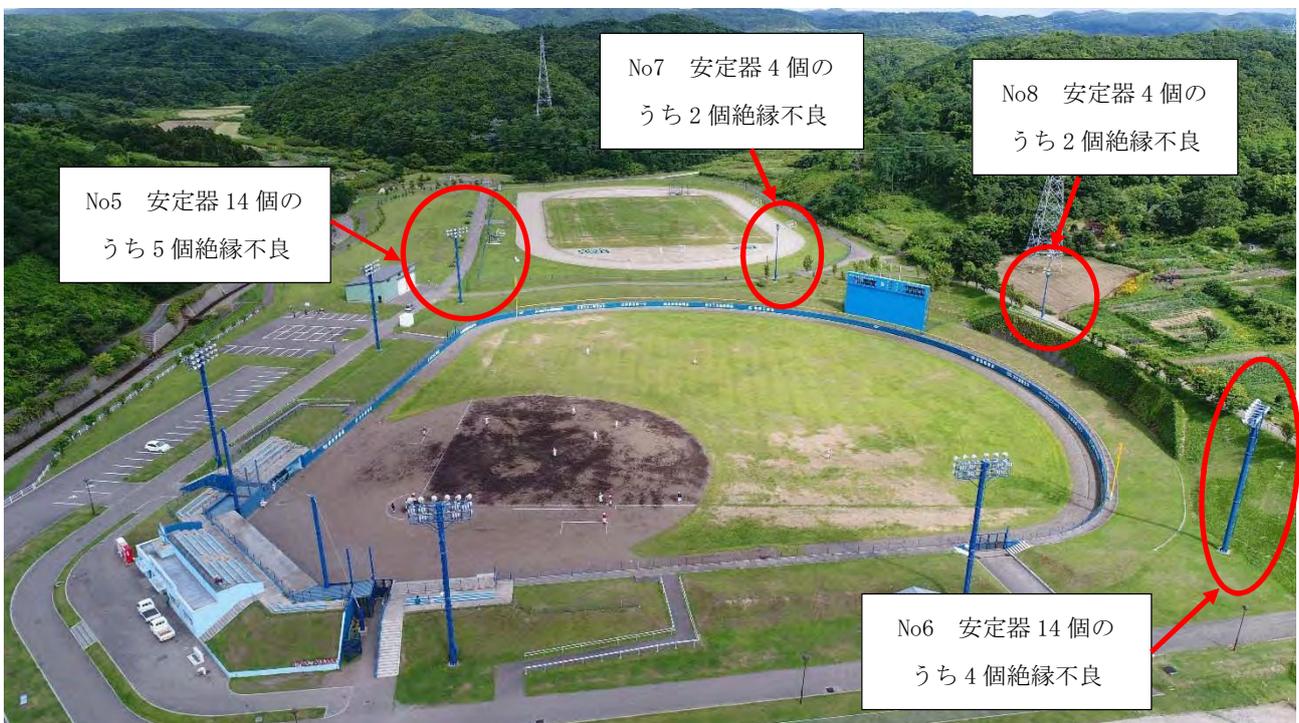


【陸上競技場第4種公認検定事業概要】



- 陸上競技場第4種公認検定事業 事業費4,183千円
- 公認有効期限 平成30年4月28日 ※検定後5年間公認有効
- 陸上競技場内クレー部分(土面) 6,587.7 m²
- クレー部分へ真砂土平均10mmの補充及び不陸整正処理工事(4,050千円)
- 日本陸上競技連盟公認検定員関連経費(133千円)

【町民野球場照明安定器取替工事概要】



- 町民野球場照明安定器取替工事 事業費1,855千円
- 野球場内照明全8基のうち赤で囲んだ4基に絶縁不良箇所あり
- 照明4基の安定器は全36個のうち、絶縁不良の原因となっている13個を取替

国保情報集約システム運用に伴う負担金

総事業費：316千円

1 国保情報集約システムの概要

国保新制度が始まる4月より、市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約管理するシステム。被保険者が北海道内市町村間で転居した場合に、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐなど、市町村間の情報連携等を支援するための機能をもつ。

4月以降は資格情報等について北海道内一元管理となるため、システム導入については全市町村必須となる。

◆ 主な機能

- (1) 被保険者の北海道内市町村転入出に伴う、被保険者資格情報の引継ぎ
- (2) 被保険者の北海道内市町村転入出に伴う、高額療養費の多数回該当に係る該当回数引継ぎ

◆ 国保情報集約システムによる4月以降高額療養費多数回該当イメージ図

		平成30年度									
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
北海道	A市	①	②	③							
	B町				④	⑤	⑥				
	C町										⑦

A市からB町
転居
ここから多数回該当※
B町からC町へ
転居
↑
多数回
引継ぎ

※ これまで、町外への転出や転入があった場合は、保険者も変更となるため高額療養費該当回数は一度リセットされていた。

平成30年4月以降に道内市町村間で住所変更しても高額療養費該当回数がB町へ引き継がれるため、7月が第4回目として多数回に該当し、自己負担限度額が引き下がる。

2 平成30年度予算額

- (1) 負担金については、被保険者数・負担割合に応じ全市町村で按分されたもの。

江差町 月額 26,310円 年額 315,731円

国保新制度システム運用に伴う北海道クラウド、月報クラウド経費

総事業費：3, 315千円

1 北海道クラウド経常費

平成29年度よりシステム構築を進めてきた『国保事務処理標準システム』を運用するためのクラウド経常経費。

北海道クラウドに参加する105市町村において、平成30年度以降以下の経常経費が発生する。

経常費 (H30年度)	北海道クラウド経常経費（参加市町村：105市町村）		
	月総額（人口規模別）	（補助率1/2）	実質負担額
人口規模	北海道クラウド 運用負担金 （月額）①	道調交 補助額 （①/2）	市町村の 実質負担額 （月額）
5千人未満	232,000円	116,000円	116,000円
5千人～1万人	237,000円	118,500円	118,500円 ←江差町
1万人～3万人	273,000円	136,500円	136,500円
3万人～5万人	283,000円	141,500円	141,500円
5万人～10万人	330,000円	165,000円	165,000円
10万人～20万人	416,000円	208,000円	208,000円
20万人～30万人	501,000円	250,500円	250,500円

◆ 平成30年度予算額

歳入

- ・ 北海道特別調整交付金（補助率1/2） 金額：1,422,000円

歳出

- ・ 年間経費：237,000円×12カ月×消費税=3,071,520円

2 月報クラウド・地方単独事業オプション

本システムの経常費用については、人口規模による積算ではなく、北海道内参加160市町村において、一律に按分された負担となる。

◆ 月報クラウド・地方単独事業オプションの効果

導入により、事業年報・月報・地方単独事業等の道・国保連合会に対する報告書類や、国保事業費納付金の算定等について情報が手入力ではなく自動連携されることにより、従来業務の平準化や効率化が図られる等事務処理に関するメリットが大きい。

◆ 平成30年度予算額

歳出

- ・ 月報クラウド年間経費：17,000円×12カ月×消費税=220,320円
- ・ 地方単独事業オプション経費：年額21,600円

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第14条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及び寒冷地手当の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第14条 勤務1時間当たりの給与額は、給料_____の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p>

江差町都市公園条例改正の概要

改正条項	改正概要				
<p>第2条の3第6項（新設）</p>	<p>これまで、都市公園における運動施設率(都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合)は、100分の50を超えてはならないとしてきたが、既設運動施設を社会状況等に対応して改修をする際に運動施設の敷地面積が増加し、改修が困難となる事例が発生していた。これに対応するために都市公園法施行令が改正され、運動施設率を地域の実情に応じて100分の50を参酌して条例で定めることが必要となった。については町条例において運動施設率を定めるための改正をするもの。</p> <table border="1" data-bbox="657 748 817 1671"> <thead> <tr> <th data-bbox="657 1223 721 1671">都市公園における運動施設率 施行令で定めていた率【旧】</th> <th data-bbox="657 748 721 1223">条例改正で定める率【新】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="721 1223 817 1671">100分の50</td> <td data-bbox="721 748 817 1223">100分の50</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園における運動施設率 施行令で定めていた率【旧】	条例改正で定める率【新】	100分の50	100分の50
都市公園における運動施設率 施行令で定めていた率【旧】	条例改正で定める率【新】				
100分の50	100分の50				

江差町都市公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公園施設の設置基準) 第2条の3 (略) 2～5 (略) <u>6</u> 令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とする。</p>	<p>(公園施設の設置基準) 第2条の3 (略) 2～5 (略) (新設)</p>

江差町国民健康保険条例の一部改正の概要

改正条項等	改正概要	要
○ 第2条 (課税額)	1 国民健康保険制度改正による改正 国民健康保険の都道府県化に伴い、市町村の国保事業に要する費用から都道府県の国民健康保険事業納付金に充てるための費用として課税する旨の規定の整備	
○ 第2条②～④ (課税額)	2 課税限度額の改正 賦課方式を4方式から3方式への変更による資産割廃止に伴う関係する部分の文言削除 国民健康保険税における課税限度額の引上げ(平成28年度税制改正基準へ改正) ・第2項～基礎課税額 520,000円 ⇒ 540,000円 (+20,000円) ・第3項～支援金分 170,000円 ⇒ 190,000円 (+20,000円)	
○ 第3条 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	3 国民健康保険税率の改正 基礎課税額に係る所得割額の税率の改正 ・現行 100分の7.6 ⇒ 改正後 100分の7.14 (▲0.46)	
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る資産割額)	4 賦課方式の変更に伴う改正 賦課方式を4方式から3方式への変更による資産割廃止に伴い、条項を削除	
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	5 国民健康保険税率の改正 基礎課税額に係る均等割額の税率の改正 ・現行 21,600円 ⇒ 改正後 19,800円 (▲1,800円) 条項繰上げ 第5条 ⇒ 第4条	
○ 第5条の2 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	6 国民健康保険税率の改正 基礎課税額に係る平等割額の税率の改正 ・一般 32,800円 ⇒ 32,000円 (▲800円) ・特定世帯 16,400円 ⇒ 16,000円 (▲400円) ・特定継続 24,600円 ⇒ 24,000円 (▲600円) 条項繰上げ 第5条の2 ⇒ 第5条	
○ 第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	7 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率改正 ・現行 100分の2.0 ⇒ 改正後 100分の2.40 (+0.40)	

改正条項等	改正概要
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額)	8 賦課方式の変更に伴う改正 賦課方式を4方式から3方式への変更による資産割廃止に伴い、条項を削除
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	9 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の税率の改正 ・ 現行 5,400円 ⇒ 改正後 6,600円 (+1,200円) 条項繰上げ 第7条の2 ⇒ 第7条
○ 第7条の3 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	10 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の税率の改正 ・ 一般 8,200円 ⇒ 10,800円 (+2,600円) ・ 特定世帯 4,100円 ⇒ 5,400円 (+1,300円) ・ 特定継続 6,150円 ⇒ 8,100円 (+1,950円) 条項繰上げ 第7条の3 ⇒ 第7条の2
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	11 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る所得割額の税率の改正 ・ 現行 100分の1.1 ⇒ 改正後 100分の1.88 (+0.78)
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額)	12 賦課方式の変更に伴う改正 賦課方式を4方式から3方式への変更による資産割廃止に伴い、条項を削除
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	13 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る均等割額の税率の改正 ・ 現行 6,500円 ⇒ 改正後 6,400円 (▲100円) 条項繰上げ 第9条の2 ⇒ 第9条
○ 第9条の3 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	14 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る平等割額の税率の改正 ・ 現行 7,000円 ⇒ 改正後 7,800円 (+800円) 条項繰上げ 第9条の3 ⇒ 第9条の2
○ 第20条 (普通徴収税額への繰入)	15 対象条項誤りの修正 条文内における対象条項のズレを修正 ・ 第10条第2項 ⇒ 第12条第2項

改正条項等	改正概要
<p>○ 第23条 (国民健康保険税の減額)</p>	<p>16 賦課限度額及び国民健康保険税率の改正にあわせて改正 国民健康保険税における課税限度額の引上げ(平成28年度税制改正基準へ改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎課税額 520,000円 ⇒ 540,000円 (+20,000円) ・後期高齢者支援金分 170,000円 ⇒ 190,000円 (+20,000円) <p>税率改正による額変更に伴う、保険税軽減率による均等割及び平等割から軽減する額を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号(7割軽減) <ul style="list-style-type: none"> ■基礎課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 15,120円 ⇒ 13,860円 平等割 (一般) 22,960円 ⇒ 22,400円 (特定世帯) 27,880円 ⇒ 11,200円 (特定継続) 17,220円 ⇒ 16,800円 ■後期高齢者支援金等課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 3,780円 ⇒ 4,620円 平等割 (一般) 5,740円 ⇒ 7,560円 (特定世帯) 6,970円 ⇒ 3,780円 (特定継続) 4,305円 ⇒ 5,670円 ■介護納付金課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 4,550円 ⇒ 4,480円 平等割 4,900円 ⇒ 5,460円 ・第2号(5割軽減) <ul style="list-style-type: none"> ■基礎課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 10,800円 ⇒ 9,900円 平等割 (一般) 16,400円 ⇒ 16,000円 (特定世帯) 24,600円 ⇒ 8,000円 (特定継続) 12,300円 ⇒ 12,000円 ■後期高齢者支援金等課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 2,700円 ⇒ 3,300円 平等割 (一般) 4,100円 ⇒ 5,400円 (特定世帯) 6,150円 ⇒ 2,700円 (特定継続) 4,100円 ⇒ 4,050円 ■介護納付金課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 3,250円 ⇒ 3,200円 平等割 3,500円 ⇒ 3,900円 ・第3号(2割軽減) <ul style="list-style-type: none"> ■基礎課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 4,320円 ⇒ 3,960円 平等割 (一般) 6,560円 ⇒ 6,400円 (特定世帯) 19,680円 ⇒ 3,200円 (特定継続) 4,920円 ⇒ 4,800円 ■後期高齢者支援金等課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 1,080円 ⇒ 1,320円 平等割 (一般) 1,640円 ⇒ 2,160円 (特定世帯) 4,920円 ⇒ 1,080円 (特定継続) 1,230円 ⇒ 1,620円 ■介護納付金課税額 <ul style="list-style-type: none"> 均等割 1,300円 ⇒ 1,280円 平等割 1,400円 ⇒ 1,560円

1 平成30年度国民健康保険の北海道への納付金額及び必要保険料総額

	医療分	支援分	介護分（退職含）	計
確定納付金額 ①	153,404,489	45,985,568	17,226,648	216,616,705
退職	1,000,800	330,528	-	1,331,328
計	154,405,289	46,316,096	17,226,648	217,948,033
控除対象額（+調整）②	16,281,000	0	44,686	16,325,686
控除対象額（-調整）③	47,319,256	5,734,391	2,237,393	55,291,040
必要保険料総額 ④=①+②-③	122,366,233	40,251,177	15,033,941	177,651,351

■①は北海道へ納付する納付金の総額

■②及び③は町の健康づくりなどの経費（+調整）や国や道の交付金等（-調整）により負担する控除対象経費

■④が納付金のうち国民健康保険税として収納する必要額

※④は加入世帯からの保険税額と低所得者に対する軽減分（公費負担）が含まれる

2 賦課方式の見直し

現在、江差町の国民健康保険税の賦課方式は4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しているが、北海道の納付金算定や標準保険料率率が3方式（所得割・均等割・平等割）で行われていることや、加入者間の所得状況に応じた均衡を図ることなどから、3方式による賦課方式を変更する。

■標準的な保険料(税)の算定方式に係る北海道の考え方

○小規模市町村における医療費増加リスクを軽減するとともに、負担の公平化を進めるため、

納付金算定上、市町村間の医療費水準の差を反映しないこととします。これにより納付金算定が賦課3方式の要素のみとなり、全道で配分基準が統一されることをもって保険料水準の統一と定義します。

なお、市町村の保険料(税)の収納率や健康づくりの費用の違いについては、保険料収納必要額の算定に反映されて、標準保険料率の設定に影響されることとなります。

このように、保険料(税)水準を統一しても標準保険料率は市町村ごとに異なるものであり、保険料(税)率を一本化するものではありません。

○かつては、資産を有する農林水産業及び自営業者が国加入の中心でしたが、現在は就業形態が変化し、無職者や低所得者が多いこと、また、応能負担である資産割に用いる固定資産は居住用資産も対象としていることから、資産割を除いた3方式とします。

○市町村は、市町村標準保険料(税)率等を参考に、市町村における所得や世帯など、そ

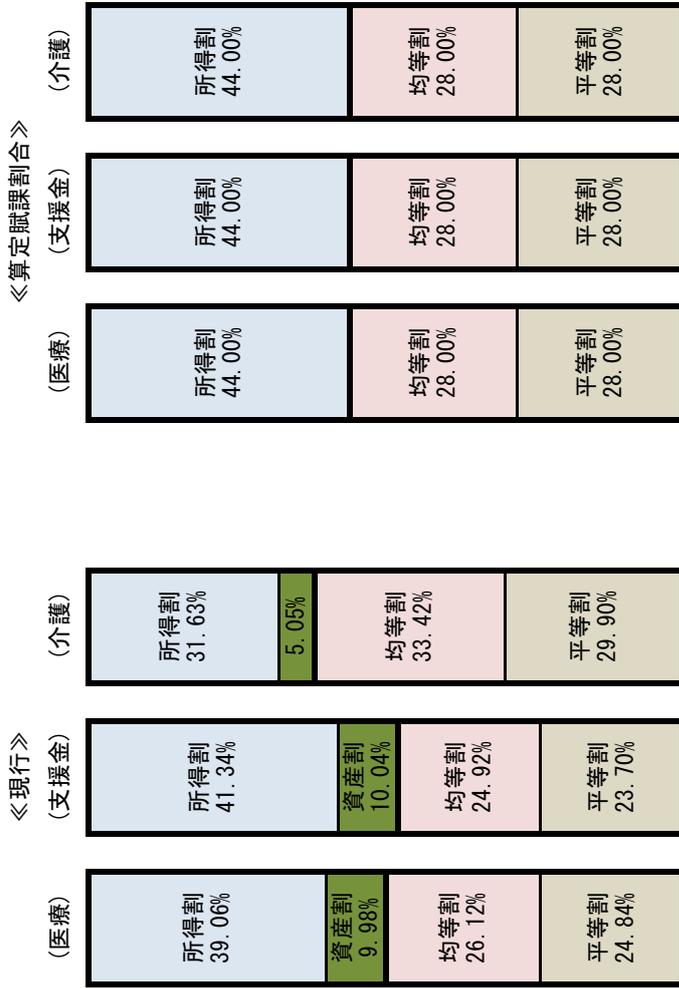
※賦課方式別の北海道における市町村数及び被保険者数（H27.4.1現在）

区分	市町村数	被保険者数		世帯数	
		(人)	割合	(世帯)	割合
3方式	52	1,092,267	78.50%	701,242	80.60%
4方式	127	299,823	21.50%	168,634	19.40%

・北海道では4方式を採用する市町村が多数だが、都市部を中心に3方式が採用されており、被保険者数と世帯数をみると全道の約8割が3方式。

・現在、檜山管内では7町のうち4町が4方式を採用（江差、厚沢部、奥尻、今金）。今回改正で江差、今金が3方式へ変更。

■平成30年度 国民健康保険税率積算における賦課割合



■ (参考) 北海道標準保険料率賦課割合

応能	所得割	世帯に属する被保険者の前年度の所得額に税率をかけて積算
	資産割	世帯に属する被保険者の固定資産税額(町内に所有する土地及び建物)に税率をかけて積算
応益	均等割	被保険者1人当たりの税額
	平等割	加入世帯1世帯当たりの税額
賦課方式	4方式	所得割・資産割・均等割・平等割によりの合算による保険税算定
	3方式	所得割・均等割・平等割の合算による保険税算定方式

『資産割』の課題

- 他の市町村に所有している固定資産は課税対象にならない。
- 居住用の土地・家屋など非収益性の固定資産も賦課対象となる。
- 協会けんぽ等ほかの医療保険制度には資産割はない。
- 後期高齢者医療制度、介護保険には資産割がない
- 固定資産税との2重課税がある。

※資産割は所得の高低に関わらず賦課されるため、自宅等の資産が高齢世帯や低所得層での所有割合も高いことから負担が大きくなっている。

⇒資産割廃止により所得及び世帯状況で負担の均衡が図られる。

3 平成30年度国民健康保険税率（案）

	現行税率		改正後税率			(参考) 標準保険料率	
	現行税率	賦課割合	税率	現行比較	賦課割合	税率	賦課割合
医療分	所得割	7.60%	7.14%	-0.46%	44.09%	7.34%	43.36%
	資産割	56.00%	0.00%	-56.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	均等割	21,600	19,800	-1,800	27.38%	27,562	38.91%
	平等割	32,800	32,000	-800	28.53%	19,102	17.73%
支援分	所得割	2.00%	2.40%	0.40%	44.29%	2.43%	43.96%
	資産割	14.00%	0.00%	-14.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	均等割	5,400	6,600	1,200	27.11%	9,264	38.68%
	平等割	8,200	10,800	2,600	28.60%	6,421	17.63%
介護分	所得割	1.10%	1.88%	0.78%	44.39%	1.87%	44.11%
	資産割	7.00%	0.00%	-7.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	均等割	6,500	6,400	-100	27.47%	9,617	39.13%
	平等割	7,000	7,800	800	28.14%	4,982	16.76%
医療 + 支援	所得割	9.60%	9.54%	-0.06%		9.77%	
	資産割	70.00%	0.00%	-70.00%		0.00%	
	均等割	27,000	26,400	-600		36,826	
	平等割	41,000	42,800	1,800		25,523	
合計	所得割	10.70%	11.42%	0.72%		11.64%	
	資産割	77.00%	0.00%	-77.00%		0.00%	
	均等割	33,500	32,800	-700		46,443	
	平等割	48,000	50,600	2,600		30,505	

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをい</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び該当世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>う。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>5,400,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>5,400,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1,900,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1,900,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1,600,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>1,600,000円</u>とする。</p>	<p>2 前項_____の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>5,200,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>5,200,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1,700,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1,700,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1,600,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>1,600,000円</u>とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p><u>第3条 前条第2項の所得割額</u>は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>1.00分の7.14</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>19,800円</u>とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法<u>第6条第8号</u>の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p><u>第3条 前条第2項の所得割額</u>(退職所得に係る所得割を除く。<u>第9条の2第1項</u>において同じ。)は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)の合計額を課税標準とし、これに<u>1.00分の7.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p><u>第4条 第2条第2項の資産割額は当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>1.00分の5.6</u>を乗じて算定する。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p><u>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,600円</u>とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p><u>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法<u>(昭和33年法律第192号)第6条第8号</u>の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定期」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第7条の2</u>及び<u>第23条</u>において同じ。)及び<u>特定継続世帯</u>(<u>特定同一世帯</u>所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定期以後5年を経過する月の翌月から特定期以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、<u>第7条の2</u>及び<u>第23条</u>において同じ。)</p> <p>以外の世帯 <u>32,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>	<p>の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定期」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第7条の3</u>及び<u>第23条</u>において同じ。)及び<u>特定継続世帯</u>(<u>特定同一世帯</u>所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定期以後5年を経過する月の翌月から特定期以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、<u>第7条の3</u>及び<u>第23条</u>において同じ。)</p> <p>以外の世帯 <u>32,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>16,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>24,600円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額_<u>に100分の2.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額)</p> <p><u>第7条</u> 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の14</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6, 600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10, 800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5, 400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8, 100円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1. 88</u>を乗じて算定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6, 400円</u>とする。</p>	<p>者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5, 400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8, 200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4, 100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6, 150円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1. 10</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>10分の7. 0</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6, 500円</u>とする。</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第9条の2</u> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,800円</u>とする。 (普通徴収税額への繰入) 第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する<u>第12条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には<u>540,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には<u>190,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) <u>第9条の3</u> 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。 (普通徴収税額への繰入) 第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する<u>第10条第1項</u>の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には<u>520,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には<u>170,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>掲げる額を減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>13,860円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,400円</u> ・ 特定世帯 <u>11,200円</u> ・ 特定継続世帯 <u>16,800円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,620円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,560円</u> ・ 特定世帯 <u>3,780円</u> ・ 特定継続世帯 <u>5,670円</u> 	<p>掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,120円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,960円</u> ・ 特定世帯 <u>27,880円</u> ・ 特定継続世帯 <u>17,220円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,780円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,740円</u> ・ 特定世帯 <u>6,970円</u> ・ 特定継続世帯 <u>4,305円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,480円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,460円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,000円</u> ・ 特定世帯 <u>8,000円</u> ・ 特定継続世帯 <u>12,000円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,550円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,900円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,400円</u> ・ 特定世帯 <u>24,600円</u> ・ 特定継続世帯 <u>12,300円</u> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 400円</u> ・特定世帯 <u>2, 700円</u> ・特定継続世帯 <u>4, 050円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 900円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 960円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 400円</u> ・特定世帯 <u>3, 200円</u> 	<p>帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 100円</u> ・特定世帯 <u>6, 150円</u> ・特定継続世帯 <u>4, 100円</u> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 250円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4, 320円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 560円</u> ・特定世帯 <u>1, 680円</u>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>・特定継続世帯 <u>4,800円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,320円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,160円</u></p> <p>・特定世帯 <u>1,080円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>1,620円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,280円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,560円</u></p>	<p>・特定継続世帯 <u>4,920円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,080円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,640円</u></p> <p>・特定世帯 <u>4,920円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>1,230円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u></p>

江差町国民健康保険条例新旧対照表

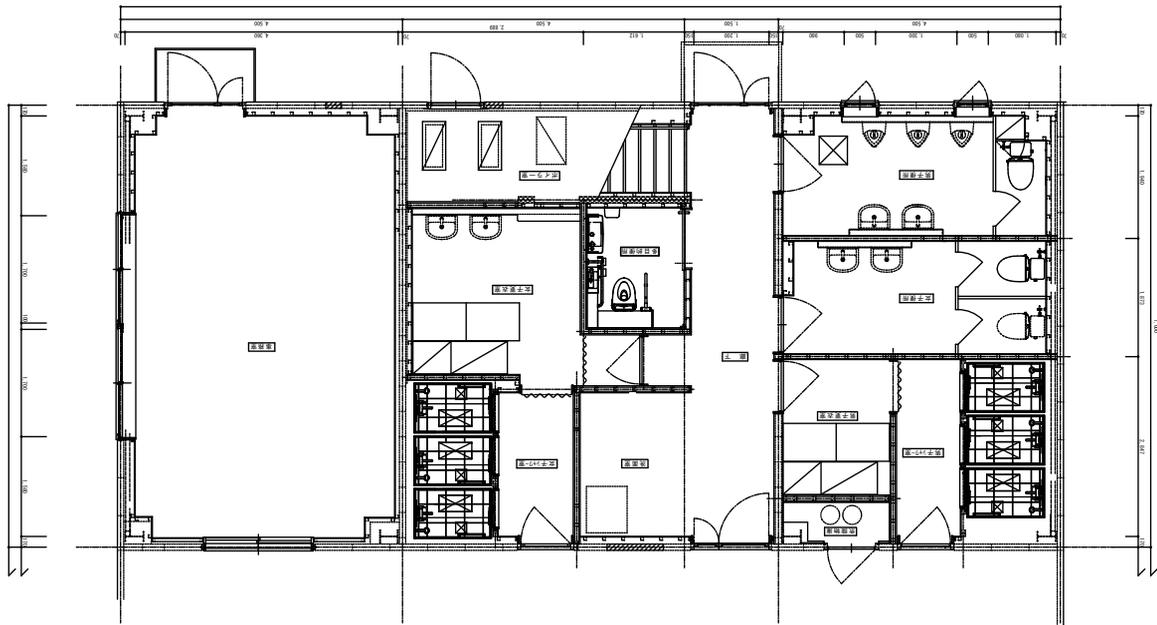
改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるものほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>(町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数及び任期)</p> <p>第2条 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>2 協議会委員の任期は3年とする。</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として金30,000円を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるものほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(葬祭費)</p> <p>第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として金50,000円を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>江差町国民健康保険事業会計財政調整基金_____</p> <p>_____条例</p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 江差町国民健康保険財政の安定に資する_____ため財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第6条 町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要がある<u>と認めるときは、</u>_____基金の全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例</p> <p>(設置の目的)</p> <p>第1条 江差町国民健康保険財政を調整する資金にあてるとため財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第6条 町長は、この基金を議会の議決を経て療養給付費の急増及び経済事情の変動等により財源が著しく不足する<u>場合においては、当該不足額をうめるための財源に</u>基金の全部又は一部を処分することができる。</p>

江差マリンスポーツ交流センターの概要

海側 ↑



艇庫スペース

47



事務室 (受付)



多目的トイレ



シャワー室

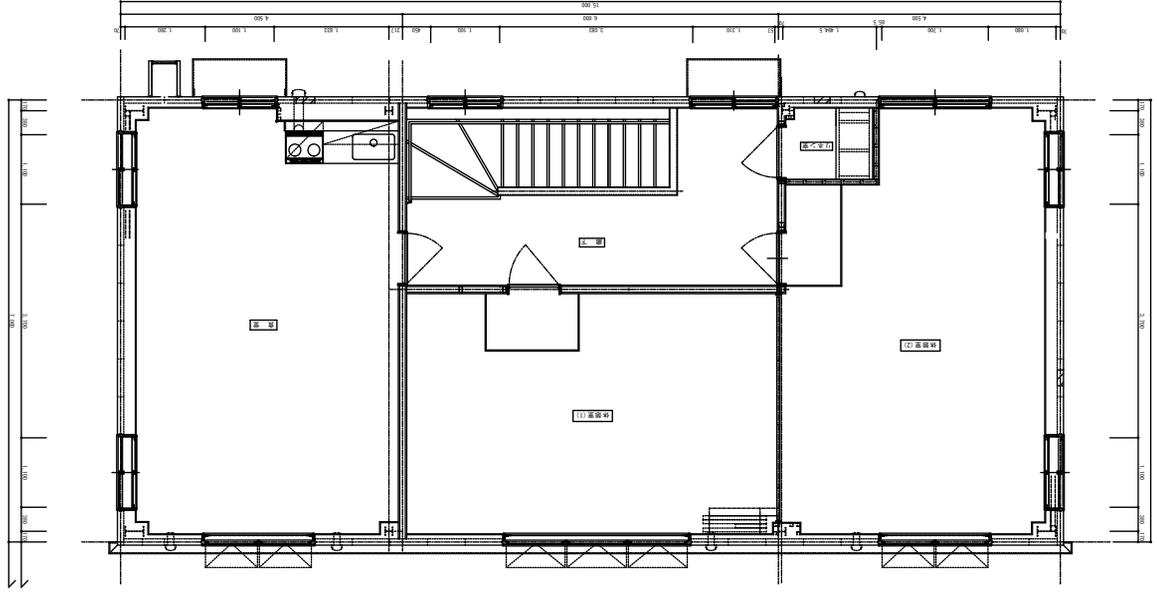


食堂

開陽丸側 ↑



休憩室



廊下及び階段

1階改修部分

駐車場側 ↓

2階改修部分

資料27

江差港マリナー施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 青少年の健全育成を基本とし、海洋の自然環境を生かしたスポーツと新しい時代に対応したレクリエーションの振興を図るため、江差港マリナー施設（以下「施設」）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設 の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 施設利用者のための宿泊事業</p> <p>(4) その他施設 の設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>(利用期間等)</p> <p>第4条 施設は常時利用できるものとする。ただし、前条第3号による屋内施設の利用期間は5月1日から10月31日までの期間とする。</p> <hr/> <p>(1) 及び (2) 削除</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 青少年の健全育成を基本とし、海洋の自然環境を生かしたスポーツと新しい時代に対応したレクリエーションの振興を図るため、江差港マリナー（以下「マリナー」）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 マリナーの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) その他マリナーの設置目的を達成するために必要な事業</p> <p>(開館時間及び休業日)</p> <p>第4条 マリナーの開館時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。</p> <hr/> <p>(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 休業日</p>

江差港マリーナ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 施設の使用申請等に係る受付時間等は次のとおりとする。ただし、<u>町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。</u></p> <p>(1) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 休業日 1月2月31日から翌年1月5日まで</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第13条 町長は、<u>施設</u> の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に<u>施設</u> の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に<u>施設</u> の管理を行わせる場合における第4条、第7条、第8条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(利用料金の收受等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により指定管理者に<u>施設</u> の管理を行わ</p>	<p>ア 1月31日から翌年1月5日まで</p> <p>イ <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日の翌日</u></p> <p>(新設)</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第13条 町長は、<u>マリーナ</u>の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に施設の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に<u>マリーナ</u>の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 第1項の規定により指定管理者に<u>マリーナ</u>の管理を行わせる場合における第4条、第7条、第8条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>(利用料金の收受等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定により指定管理者に<u>マリーナ</u>の管理を行わ</p>

江差港マリーナ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>せる場合においては、当該指定管理者にマリーナの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>単位：円</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 暖房を使用している期間の各施設料金は3割増しとする。</p> <p>2 <u>陸上施設で使用する水道使用料は、1時間当たり500円とする。</u></p> <p>3 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。<u>ただし、第3条第3号で使用する屋内施設の使用料について適用しない。</u></p> <p>4 ポートヤードの長さ及び幅の基準は、長さは5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合はその割合により割り増し料金を徴収するものとする。</p> <p>5 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は</p>	<p>せる場合においては、当該指定管理者にマリーナの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>2～5（略）</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>単位：円</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 暖房を使用している期間の各施設料金は3割増しとする。</p> <p>2 _____水道使用料は、1時間当たり500円とする。</p> <p>3 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。_____</p> <p>4 ポートヤードの長さ及び幅の基準は、長さは5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合はその割合により割り増し料金を徴収するものとする。</p> <p>5 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は</p>

江差港マリーナ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>上記別表にかかわらず1. 1.5倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1. 1.5倍以内とする。(ただし、浮棧橋、物揚場、固定棧橋、ボートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となつた場合は5m以上の艇の例により適用する。)</p>	<p>上記別表にかかわらず1. 1.5倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1. 1.5倍以内とする。(ただし、浮棧橋、物揚場、固定棧橋、ボートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となつた場合は5m以上の艇の例により適用する。)</p>

【別記1】

改正後

施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額(1回)料金	宿泊(1泊)料金
係留・上架施設	浮棧橋・物揚場・固定棧橋	46,200	9,200	1,600	<u>15:00~翌1</u>
	斜路	24,600	4,800	1,100	<u>1:00</u>
	ヨットリフター	30,800	6,200	1,300	
陸上施設	ボートヤード	30,800	6,200	1,100	
	5m未満				
	5m以上	61,600	12,300	2,200	
	1台	3,000	—	—	
屋内施設	艇庫	61,600	12,300	—	
	5m未満				
	5m以上	123,200	24,600	—	
	シャワー__室	—	—	200	<u>200</u>
	食堂・休憩室	—	—	<u>500(1時間)</u>	<u>2,800</u>

改正前

施設区分		単位	年額	月額	日額
係留・上架施設	浮棧橋・物揚場・固定棧橋	1隻・揚降1回	46,200	9,200	1,600
	斜路		24,600	4,800	1,100
	ヨットリフトター		30,800	6,200	1,300
陸上施設	ボートヤード	5m未満	30,800	6,200	1,100
		5m以上	61,600	12,300	2,200
	駐車場	1台	3,000	—	—
室内施設	艇庫	5m未満	61,600	12,300	—
		5m以上	123,200	24,600	—
	シャワー施設室	1人	—	—	200
	会議室等	1時間	—	—	700

道路占用徴収条例の一部改正に係る条例新旧対照表

改正				現行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)	1本につき1年	470円	電柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)	1本につき1年	480円	
	電話柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)		270円	電話柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)		280円	
	その他の柱類		27円	その他の柱類		28円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		540円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		560円	
	郵便差出箱	1個につき1年	230円				
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	540円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	560円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11円	外径が0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		16円	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		17円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		24円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		25円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		33円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		34円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		49円	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		50円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		65円	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		67円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		110円	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		120円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		160円	外径が0.7m以上1m未満のもの		170円	
	外径が1m以上のもの		330円	外径が1m以上のもの		340円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	8円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	67円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	76円	
	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67円	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670円	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760円
	標識	1本につき1年	440円	標識	1本につき1年	450円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円
	その他のもの	1本につき1月	67円	その他のもの	1本につき1月	76円	
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	540円	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	560円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	67円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	76円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			54円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			56円
備考				備考			
1 電柱及び電話柱に支柱又は支線(以下「支柱等」という。)が付設されている場合は支柱等を含めて単位とし、支柱等のみの占用の場合は支柱等をもって単位とする。				1 電柱及び電話柱に支柱又は支線(以下「支柱等」という。)が付設されている場合は支柱等を含めて単位とし、支柱等のみの占用の場合は支柱等をもって単位とする。			
2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。				2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。			
3 広告塔又看板の面積は表示部分の面積とする。				3 広告塔又看板の面積は表示部分の面積とし、1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算する。			
4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは長さが0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。				4 1件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は占用料の額を100円とする。			
5 1件の占用許可に係る年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は占用料の額を100円とする。				5 占用期間が年ぎめで1年未満のときは月割計算し、1ヶ月未満の端数があるときには、1ヶ月として計算する。			
6 占用期間が年ぎめで1年未満のときは月割計算し、1ヶ月未満の端数があるときには、1ヶ月として計算する。				6 占用期間が月ぎめの場合で1ヶ月未満のときは1ヶ月として計算する。			
7 占用期間が月ぎめの場合で1ヶ月未満のときは1ヶ月として計算する。				7 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。			
8 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。							

農業委員会法改正について(概要)

農業委員会法改正の全体像

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする

農業委員会

農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

農業委員の選出方法の変更

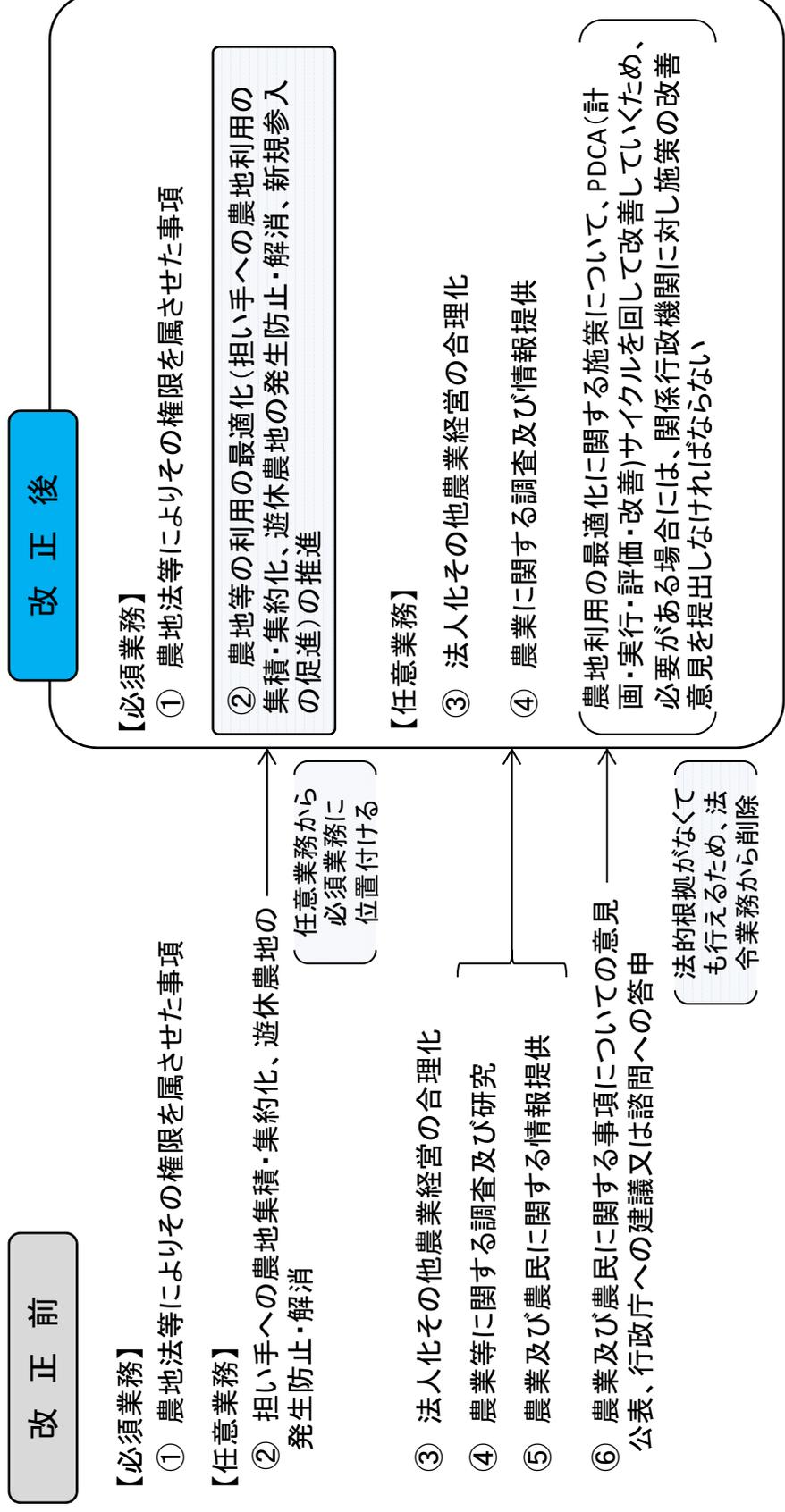
- 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するために、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進員を新設

農業委員会の変更点①(業務の重点化)

農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくために



農業委員会の変更点②(農業委員の選出方法の変更)

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するために

改正前

- 選挙制と市町村長の選任制
(議会・団体推薦)の併用

改正後

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本とする。
- 過半を原則として認定農業者とする
- 農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。
- 女性・青年も積極的に登用する。

市町村長は、推薦・公募を実施(4月)

市町村長は、推薦・公募の情報を整理し、公表(5月)

市町村長は、推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意(6月定例会)

市町村長が任命(7月27日)

農業委員会の変更点③(農地利用最適化推進委員の新設)

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するために

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員がそれぞれ <ul style="list-style-type: none"> ① 農地の権利移動の許可等の「合議体としての決定行為」と ② 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の「地域における現場活動」の両方を実施 ○ ②の現場活動が必ずしもうまくいかず、遊休農地が増加したり、担い手への農地利用の集積・集約化が円滑に進まないことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に原則として、農地利用最適化推進委員を設置。 <ul style="list-style-type: none"> 農業委員と推進委員は密接に連携。 ○ 推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。 ○ 推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 具体的業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・農地プランのなど、地域の農業者等の話し合いを推進 ・ 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ・ 遊休農地の発生防止と解消を推進 ・ このため、農地中間管理機構と密接に連携 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 選出方法 <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会は、農業委員会が定める区域ごとに推薦・公募を実施(4月) 農業委員会は、推薦・公募の情報を整理し、公表(5月) 農業委員会は、推薦・公募の結果を尊重 農業委員会が委嘱(7月27日) </div>

※ 農地利用最適化推進委員は次の条件を満たしていない市町村は設置しなければならない

- ① 遊休農地率(再生可能な耕作放棄地) 1%以下(全国平均は約3%)
- ② 担い手への農地の集積率 70%以上(全国平均は約50%)

江差町は①約0.4% ②約65%

○ 農地利用最適化推進委員の定数については、農地面積100ha当たり1人以下とされ、江差町においては、最大11人まで委嘱できることとなる。
 江差町における農地利用最適化推進委員については、北部(五厘沢町・緋川町・朝日町・小黒部町・中網町・越前町・水堀町・柳崎町・伏木戸町)に2名、南部(田沢町以南)に1名の配置を考えている。

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
公職名 (略)	区分 (略)	公職名 (略)	区分 (略)
執行機関の委員	報酬額 (略)	執行機関の委員	報酬額 (略)
法令又は条例に基づく委員	社会福祉委員	社会福祉委員	委員長 年 160,000 円
		副委員長	副委員長 年 135,000 円
		委員	委員 年 130,000 円
介護認定審査会委員	委員長	介護認定審査会委員	委員長 日 14,900 円
	副委員長		副委員長 日 11,000 円
	委員		委員 日 10,000 円
障害支援区分認定審査会委員	委員長	障害支援区分認定審査会委員	委員長 日 14,900 円
	副委員長		副委員長 日 10,000 円
	委員		委員 日 10,000 円
法務嘱託職員		法務嘱託職員	時 10,000 円
農地利用最適化推進委員	委員		年 220,000 円
その他の委員	委員長	その他の委員	委員長 日 5,000 円
	委員		委員 日 4,000 円
非常勤職員	(略)	非常勤職員	(略)

江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
附則別表第1(附則第4項関係)		附則別表第1(附則第4項関係)	
公職名 (略)	区分 (略)	公職名 (略)	区分 (略)
執行機関の委員	報酬額 (略)	執行機関の委員	報酬額 (略)
法令又は条例に基づく委員	社会福祉委員	社会福祉委員	委員長 年 144,000 円
		副委員長	副委員長 年 121,500 円
		委員	委員 年 117,000 円
	介護認定審査委員	委員長	委員長 日 14,900 円
		副委員長	副委員長 日 11,000 円
		委員	委員 日 10,000 円
	障害支援区分認定審査会委員	委員長	委員長 日 14,900 円
		委員	委員 日 10,000 円
	法務嘱託職員		法務嘱託職員 時 10,000 円
	農地利用最適化推進委員	委員	委員 年 198,000 円
その他の委員	委員長	委員長	委員長 日 3,000 円
	委員	委員	委員 日 2,000 円
非常勤職員	(略)	非常勤職員	(略)

江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

【制定概要】

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 6 条の規定による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行分）により、指定居宅介護支援事業者の指定等は、同日以降、市町村が実施することとされているため。

【制定理由】

現在、居宅介護支援事業者の指定は、都道府県・指定都市・中核市が行っているが、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようにするため、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることから、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的に関わっていくよう、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲（都道府県条例から市町村条例へ切り替え）となること。

条 例 委 任 事 項	①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準 ②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準 ③指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格（法人格の有無）
根 拠 規 定	①介護保険法第 81 条第 1 項及び第 2 項 ②同法第 47 条第 1 項第 1 号 ③同法第 79 条第 2 項第 1 号
基 準 省 令	①指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 （平成 11 年厚生省令第 38 号） ②介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 132 条の 3 の 2
基 準 類 型	①・②従うべき基準、参酌すべき基準 ③従うべき基準
経 過 措 置	平成 30 年 4 月 1 日から起算して 1 年を超えない期間

【経過措置を適用しない理由】

基準条例制定の特徴として、省令から市町村条例への切替えではなく、都道府県条例から市町村条例への切替えとなるため、市町村が定める同種の基準条例との整合性を図る必要がある。また、都道府県条例においては平成 30 年 3 月 31 日までの基準となるため、矛盾抵触を回避する必要がある。

【施行年月日】

平成 30 年 4 月 1 日

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成<u>30</u>年度から平成<u>32</u>年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成<u>10</u>年政令第<u>412</u>号。以下「令」という。）第<u>38</u>条第1項第1号に掲げる者 <u>37, 500</u>円</p> <p>(2) 令第<u>38</u>条第1項第2号に掲げる者 <u>56, 200</u>円</p> <p>(3) 令第<u>38</u>条第1項第3号に掲げる者 <u>56, 200</u>円</p> <p>(4) 令第<u>38</u>条第1項第4号に掲げる者 <u>67, 500</u>円</p> <p>(5) 令第<u>38</u>条第1項第5号に掲げる者 <u>75, 000</u>円</p> <p>(6) 令第<u>38</u>条第1項第6号に掲げる者 <u>90, 000</u>円</p> <p>(7) 令第<u>38</u>条第1項第7号に掲げる者 <u>97, 500</u>円</p> <p>(8) 令第<u>38</u>条第1項第8号に掲げる者 <u>112, 500</u>円</p> <p>(9) 令第<u>38</u>条第1項第9号に掲げる者 <u>127, 500</u>円</p> <p>(削除)</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する納期により<u>難い</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成<u>27</u>年度から平成<u>29</u>年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成<u>10</u>年政令第<u>412</u>号。以下「令」という。）第<u>38</u>条第1項第1号に掲げる者 <u>36, 600</u>円</p> <p>(2) 令第<u>38</u>条第1項第2号に掲げる者 <u>54, 900</u>円</p> <p>(3) 令第<u>38</u>条第1項第3号に掲げる者 <u>54, 900</u>円</p> <p>(4) 令第<u>38</u>条第1項第4号に掲げる者 <u>65, 800</u>円</p> <p>(5) 令第<u>38</u>条第1項第5号に掲げる者 <u>73, 200</u>円</p> <p>(6) 令第<u>38</u>条第1項第6号に掲げる者 <u>87, 800</u>円</p> <p>(7) 令第<u>38</u>条第1項第7号に掲げる者 <u>95, 100</u>円</p> <p>(8) 令第<u>38</u>条第1項第8号に掲げる者 <u>109, 800</u>円</p> <p>(9) 令第<u>38</u>条第1項第9号に掲げる者 <u>124, 400</u>円</p> <p>2 前項の保険料率を決定する場合において、<u>100</u>円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定により<u>がたい</u>第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>被保険者<u>及び連帯納付義務者</u>に対しその納期を通知しなければならぬ。</p> <p>(削除)</p> <p>3 (略)</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 保険料の賦課期日後に、<u>第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、<u>第1号被保険者の資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に、<u>第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る<u>保険料の額</u>の算定は、<u>第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで、<u>月割り</u>をもつて行う。</u></u></p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1号イ(同号に規定する<u>老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。</u>)、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至つた第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)</u>に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当する<u>に</u>至つた日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割り</p>	<p>被保険者<u>(及び連帯納付義務者)</u>に対しその納期を通知しなければならぬ。</p> <p>3 <u>次条の規定により保険料の額の算定を行なつたときは、納期を定め、これを通知しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 保険料の賦課期日後に、<u>第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、<u>当該被保険者資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもつて行う。</u></p> <p>2 保険料の賦課期日後に、<u>第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者<u>に</u>に係る<u>保険料</u>の額の算定は、<u>第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月までの月割りをもつて行う。</u></u></p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1号イ(同号に規定する<u>老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。</u>)、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至つた第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)</u>に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当する<u>に</u>至つた日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の算定の基礎に用いる<u>市町村</u>住民税の課税非課税の別又は 地方税法(昭和25年法律第226号)第292号第1項第13号に 規定する合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料額を確定 できない場合には、その確定する日までの<u>間に</u>おいて到来する 納期において徴収すべき保険料に限り、当該第1号被保険者について、 その者の<u>前年度の保険料の額</u>を当該年度の納期の数で除して得た額 (町長が必要と認める場合においては、当該年の範囲内において町長 が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴 収する。</p> <p>2 前項の規定により <u>保険料を賦課した場合において、当該保険料 の額が当該年度の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年 度の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、す でに徴収した保険料が当該年度の保険料の額を超えることとなると きは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に 充当する。</u> (普通徴収の特例に係る保険料額の修正の<u>申出等</u>)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により <u>保険料を賦課</u> した場合において、 当該年度の保険料額が前年度の保険料の2分の1に相当する額に満</p>	<p>算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の算定の基礎に用いる<u>町</u>民税の課税非課税の別又は 地方税法(昭和25年法律第226号)第292号第1項第13号に 規定する合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料額を確定 できない場合には、その確定する日までの<u>間に</u> <u>限り</u>、当該第1号被保険者について、 その者の<u>前年度の保険料額</u>を当該年度の納期の数で除して得た額 (町長が必要と認める場合においては、当該年の範囲内において町長 が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴 収する。</p> <p>2 前項の規定によつて、<u>保険料を賦課した場合において、当該保険料 額が当該年度の保険料額に満たないこととなるときは、当該保 険料額</u>が確定した日以後においてその不足額を徴収し、す でに徴収した保険料が当該年度の<u>保険料額を超える</u>こととなると きは、その過納額を還付し、又は当該被保険者の未納に係る徴収金に 充当する。 (普通徴収の特例に係る保険料額の修正の<u>申し出</u>)</p> <p>第6条 前条第1項の規定によつて<u>保険料額を賦課</u>した場合において、 当該年度の保険料額が前年度の保険料の2分の1に相当する額に満</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>たないこととなり認められるときは、同項の規定により<u>保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定によつて徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。</u></u></p> <p>2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、<u>町長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により<u>徴収する保険料額を修正しなければならない。</u></u></p> <p>（保険料の額の通知）</p> <p>第7条 保険料の額が決まつたときは、<u>町長は、速やかにこれを第1号被保険者<u>及び連帯納付義務者</u>に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、<u>同様とする。</u></u></p> <p>（保険料の督促）</p> <p>第8条 町長は、普通徴収に係る保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）が納期限<u>_____</u>までに完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発生しなければならぬ。ただし、法第143条の規定により準用する地方税法第13条の2の規定を適用する場合及び第13条の規定による保険料の納付を猶予する場合は、この限りでない。</p>	<p>たないこととなり認められるときは、同項の規定により<u>保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、<u>地方自治法 第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に町長に同項の規定によつて徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。</u></u></p> <p>2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、<u>町長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によつて徴収する保険料額を修正しなければならない。</u></p> <p>（保険料の額の通知）</p> <p>第7条 保険料の額が決まつたときは、<u>町長は、速やかにこれを第1号被保険者<u>（及び連帯納付義務者）</u>に通知しなければならない。その額に変更があつたときも、<u>同様とする。</u></u></p> <p>（保険料の督促）</p> <p>第8条 町長は、普通徴収に係る保険料の納付義務者（以下「納付義務者」という。）が納期限<u>（第6条第2項の規定による同条第1項に規定する納期により）</u>がたい場合は、別に定められた納期限とする。）までに完納しないときは、納期限後20日以内に督促状を発生しなければならぬ。ただし、法第143条の規定により準用する地方税法第13条の2の規定を適用する場合及び第13条の規定による保険料の納付を猶予する場合は、この限りでない。</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(延滞金)</p> <p>第9条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、<u>その納期限</u>の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセントの割合をもつて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する<u>年当たりの割合</u>は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、<u>365日当たりの割合</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 町長は次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請によつてその納付することができないと認められた金額を限度として、6月以内の期間を限つて、<u>その徴収を猶予</u>することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>障害</u>を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる<u>事項</u>を記載した申請書に徴収猶</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第9条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、<u>その期限</u>の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセントの割合をもつて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する<u>年当り</u>の割合は、<u>閏年の日を含む期間</u>についても、<u>365日あたりの割合</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 町長は次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、納付義務者の申請によつてその納付することができないと認められた金額を限度として、6月以内の期間を限つて<u>徴収猶予</u>することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>損害</u>を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる<u>次項</u>を記載した申請書に徴収猶</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>減免を必要</u>と<u>する理由</u></p>	<p>予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) <u>被保険者</u> <u>及び主たる生計維持者</u> <u>の氏名及び住所</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な<u>障害</u>を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて、<u>保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>被保険者</u> <u>及び主たる生計維持者</u> <u>の氏名及び住所</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>減免を受けようとする理由</u></p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 第1項の規定により<u>保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を町長に申告しなければならぬ。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から14日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の<u>市町村民税</u>の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主<u>その他その世帯に属する者</u>又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは、提示を<u>命ぜ</u>られてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p>	<p>3 第1項の規定によつて<u>保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を町長に申告しなければならぬ。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から14日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の<u>町民税</u>の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定により届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主<u>又はこれらであつた者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは、提示を命じ</u>られてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、<u>10万</u>以下の過料を科する。</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第16条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の<u>徴収</u>を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第17条 <u>第13条から前条までの</u>過料の額は、状況により、町長が定める。</p> <p>2 前4条の過料を徴収する場合において発する<u>納額告知書</u>に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>	<p>第16条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の<u>徴収金を免れた者</u>に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第17条 <u>前4条</u>の過料の額は、状況により、町長が定める。</p> <p>2 前4条の過料を徴収する場合において発する<u>納額告知者</u>に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第6号）

この条例は包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めたものです。

●根拠法令：介護保険法（平成9年法律第123号）

●基準省令：介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

2 改正理由

(1) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定」による改正（平成27年4月1日施行）に伴い、第1条において引用している介護保険法第115条の46に項ずれが生じていることから引用規定を改めるもの

(2) 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「省令」という。）」による主任介護支援専門員の定義改正に伴い、第4条第1項第3号の主任介護支援専門員に関する記載内容を定義に沿う様、改めるもの。

なお、当該省令については、経過措置規定に関する一部改正が予定（平成30年4月1日施行）されていますが、今回当該箇所の改正において、「介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう」との文言で改正したため、省令の主任介護支援専門員の定義に関する全ての経過措置を含めた内容で理解がなされることから、条例の再度改正の必要はありません。

3 施行期日

平成30年4月1日施行

江差町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。）第140条の68第1項_____に規定する主任介護支援専門員<u>研修を修了した</u>者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第13号）の一部改正

【全部改正概要】

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第17号。）等については、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度の改正を行っており、平成30年度においても、関係省令について所要の改正が行われ、この改正に伴い、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行う必要がある。
- ② なお、居宅基準等を改正した場合、地方公共団体においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定により、条例改正を要する可能性があることを踏まえ、介護報酬に先駆けて関係省令について所要の改正が行われ、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行い、整合性を図る必要がある。

【改正の目的】

「地域密着型介護予防サービス」は、利用者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、身近な市町村で提供されることが適切な介護保険サービスです。サービスの「人員、設備及び運営に関する基準」については、厚生労働省令を基準として、市町村の条例で定めることとされており、地域の実情に応じた規定を設けることが目的となる。

条 例 委 任 事 項	①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準 ②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準
根 拠 規 定	①介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の14第1項及び第2項
基 準 省 令	①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年1月厚生労働省令第4号）による地域密着型介護予防サービス基準省令の改正による改正
基 準 類 型	①従うべき基準、参酌すべき基準

【施行年月日】

平成30年4月1日

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、<u>社会福祉施設</u>又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（江差町指定地域密着型サービスの実業の人員、設備及び</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>社会福祉施設</u>又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（江差町指定地域密着型サービスの実業の人員、設備及び</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>運営に関する基準を定める条例（平成25年江差町条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型サービス</p>	<p>運営に関する基準を定める条例（平成25年江差町条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第80条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第7条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>7 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型サービス</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 相談室 <u>遮蔽物</u> の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項ただし書の場合において、<u>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届け出るものとする。</u></p> <p>5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第6 3条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>(従業者の員数)</p>	<p>際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>(2) 相談室 <u>遮へい物</u> の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を受けて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第8 2条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>前3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(従業者の員数)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第100条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第120条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第140条第1項に規定する指定地域密着型老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する共用型指定認知症対応</p>	<p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第148条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第169条第1項に規定する指定地域密着型老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者ともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する共用型指定認知症対応</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の実業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の実業とが同一の実業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第101条、第121条若しくは第141条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の実業と共用型指定認知症対応型通所介護の実業とが同一の実業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型サービス基準条例第61条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護</u></p>	<p>応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の実業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の実業とが同一の実業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第129条、第149条若しくは第170条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の実業と共用型指定認知症対応型通所介護の実業とが同一の実業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、<u>指定認知症対応型共同生活介護</u></p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては<u>共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）</u>ごとに、<u>指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第168条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）</u>ごとに1日当たり3人以下とし、<u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</u>においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。</p>	<p>事業所、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>、<u>指定地域密着型特定施設</u>又は<u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u>ごとに1日当たり3人以下とする。</p>
<p>2 (略) (管理者)</p>	<p>2 (略) (管理者)</p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、第6条第2項に規定する<u>町長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。 (心身の状況等の把握)</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防</p>	<p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、第6条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。 (心身の状況等の把握)</p> <p>第16条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>江差町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成27年江差町条例第5号</u>。以下「指定介護予防支援等基準」という。）<u>第32条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>町</u>の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（地域との連携等）</p>	<p>認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（<u>指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号</u>。以下「指定介護予防支援等基準」という。）<u>第30条第9号</u>に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（苦情処理）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は<u>当該町</u>の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（地域との連携等）</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>おいて同じ。)の提供に当たる者を利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第74条第1項)に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第73条)に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業</p>	<p>おいて同じ。)の提供に当たる者を利用者(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項)に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第100条)に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>所の登録者の居宅において行う指定介護予防防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第180条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))であつて当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体</p>	<p>所の登録者の居宅において行う指定介護予防防小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第210条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))であつて当該指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たたる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準条例第181条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとき</p> <p>9・10 (略)</p> <p>11 前項の介護支援専門員は、<u>別に町長</u></p> <p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適</p>	<p>事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たたる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準条例第210条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるとき</p> <p>9・10 (略)</p> <p>11 前項の介護支援専門員は、<u>省令第44条第11項により別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者でなければならぬ。</p> <p>12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に<u>町長</u>が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型サービス基準条例第74条第1項 から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第182条第1項<u>の</u>規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもつて充てることができるものとする。</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンター</p>	<p>切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了している者（第67条第3号において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>13 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項から第12項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2 前項本文及び指定地域密着型サービス基準条例第211条第1項<u>本文</u>の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもつて充てることができるものとする。</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンター</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>一をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>、<u>指定複合型サービス事業所</u>、<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、<u>別</u>に<u>町長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>、<u>指定複合型サービス事業所</u>、<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わつた経験を有する者であつて、<u>別</u>に<u>町長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定</p>	<p>一をいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>、<u>指定複合型サービス事業所</u>、<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、<u>省令</u>第45条第3項の規定により別に<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)</p> <p>第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>、<u>指定複合型サービス事業所</u>、<u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所</u>等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わつた経験を有する者であつて、<u>省令</u>第46条の規定により別に<u>厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第77条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするもの</p>	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。</p> <p>2 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするもの</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>し、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第78条第1項 から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 (略)</p>	<p>し、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならぬ。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第105条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に<u>当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第60条 (略)</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</u></p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。)</u>」と、「<u>介護予防認知症対応型通所介護事業者</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護事業者</u>」と、第2</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録(準用)</u></p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第57条に規定する重要事項に関する規程</u>」とあるのは「<u>介護予防認知症対応型通所介護事業者</u>」と、第26条</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第32条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第33条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</u></p> <p>(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した<u>介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。</u></p> <p>(4) ～ (15) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活</p>	<p>(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取組方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</u></p> <p>(3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した<u>介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。</u></p> <p>(4) ～ (15) (略)</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第101条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第100条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める</p>	<p>活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たるとる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>一ム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、<u>別に町長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わつた経験を有する者であつて、<u>別に町長</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>い。</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指</p>	<p>一ム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、<u>省令第71条第2項の規定により別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わつた経験を有する者であつて、省令第72条の規定により別に厚生労働大臣</u>が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>い。</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>定地域密着型サービス基準条例第104条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制</u></p>	<p>定地域密着型サービス基準条例第113条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>病院等との間の連携及び支援の体制</u></p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第39条(第5項を除く。)まで、第56条、<u>第59条及び第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条において同じ。)</u>」と、「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「<u>第4章第4節</u>」と、第32条中「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、<u>第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と、<u>第39条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサ</u>」 <u>ービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動</u></u></p>	<p>を整えなければならない。 (準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条から第39条(第5項を除く。)まで、第56条、<u>第59条、第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第80条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「<u>第4章第4節</u>」と、第32条中「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、 <u>第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第39条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサ</u>」 <u>ービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動</u></p>

江差町指定地域密着型介護予防サービスの実施の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>____読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であつて、別に町長_____が定める研修を修了しているもの」とあり、及び第10条第2項中「者であつて、第6条第2項に規定する町長_____が定める研修を修了しているもの」とあるのは、「者」とする。</p> <p>4 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、基準省令の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p>	<p>____読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号。以下「平成18年改正令」という。）附則第3条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第6条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「者であつて、別に厚生労働大臣_____が定める研修を修了しているもの」とあり、及び第10条第2項中「者であつて、第6条第2項に規定する厚生労働大臣_____が定める研修を修了しているもの」とあるのは、「者」とする。</p> <p>4 平成18年改正令附則第5条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、基準省令の施行の日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第74条第4項の規定は適用しない。</p>

江差町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
この条例は、平成30年4月1日から施行する。	

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 12 号）の全部を改正する。

【全部改正概要】

- ① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 17 号。）等については、介護報酬に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3 年に 1 度の改正を行っており、平成 30 年度においても、関係省令について所要の改正が行われ、この改正に伴い、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行う必要がある。
- ② なお、居宅基準等を改正した場合、地方公共団体においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）等の規定により、条例改正を要する可能性があることを踏まえ、介護報酬に先駆けて関係省令について所要の改正が行われ、江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行い、整合性を図る必要がある。

【改正の目的】

「地域密着型サービス」は、利用者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、身近な市町村で提供されることが適切な介護保険サービスです。サービスの「人員、設備及び運営に関する基準」については、厚生労働省令を基準として、市町村の条例で定めることとされており、地域の実情に応じた規定を設けることが目的となる。

条 例 委 任 事 項	①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準 ②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準
根 拠 規 定	①介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 の 2 第 1 項各号 ②同法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項
基 準 省 令	①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年 1 月厚生労働省令第 4 号）による地域密着型サービス基準省令の改正による改正
基 準 類 型	①・②従うべき基準、参酌すべき基準

【施行年月日】

平成 30 年 4 月 1 日

【具体的な改正内容】

(厚生労働省令での新設箇所)

1. 訪問系サービス

○訪問介護

訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。（居宅基準（新設））

共生型訪問介護

共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。（居宅基準（新設））

2. 通所系サービス

○通所介護

共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護

共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。（居宅基準及び地域密着型基準（新設））

3. 短期入所系サービス

○短期入所生活介護

共生型短期入所生活介護

共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。（居宅基準及び予防基準（新設））

(居宅基準、地域密着型基準及び予防基準（新設）)

○認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等の適正化

4. 施設系サービス

○介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。（地域密着型基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）等（新設））

(厚生労働省令での見直し箇所（新設箇所を含む）)

1. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

①サービス提供責任者等の役割や任用要件等の明確化

ア 訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。(居宅基準第 28 条関係)

イ 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。(居宅基準（新設）)

②共生型訪問介護

共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。(居宅基準（新設）)

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①オペレーターに係る基準の見直し

ア 日中（8時から18時）と夜間・早朝（18時から8時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。・夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型基準」という。）第3条の4及び第3条の30関係)

イ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。(地域密着型基準第3条の4及び第6条並びに附則関係)

②介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和

介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。(地域密着型基準第3条の37関係)

③地域へのサービス提供の推進

一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する

建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。（地域密着型基準第3条の37 関係）

（3）夜間対応型訪問介護

①オペレーターに係る基準の見直し

オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。（地域密着型基準第3条の4及び第6条並びに附則関係）

（4）訪問リハビリテーション

①訪問リハビリテーションにおける専任の常勤医師の配置の必須化

指定訪問リハビリテーションを実施するにあたり、リハビリテーション計画を作成することが求められており、この際に事業所の医師が診療する必要がある。このため、指定訪問リハビリテーション事業所に専任の常勤医師の配置を求めることとする。（居宅基準第76条及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防基準」という。）第79条関係）

②介護医療院が提供する訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションについては、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。（居宅基準第77条及び予防基準第80条関係）

（5）居宅療養管理指導

①看護職員による居宅療養管理指導の廃止

看護職員による居宅療養管理指導については、その算定実績を踏まえて廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。（居宅基準第89条等及び予防基準第87条等関係）

②離島や中山間地域等の要支援・要介護者に対する居宅療養管理指導の提供

「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を導入する場合には、他の訪問系サービスと同様に、通常の事業の実施地域を運営基準に基づく運営規程に定めることとする。（居宅基準第90条及び予防基準第90条関係）

2. 通所系サービス

（1）通所介護

①共生型通所介護・共生型地域密着型通所介護

共生型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達

支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。(居宅基準及び地域密着型基準(新設))

(2) 療養通所介護

①定員数の見直し

療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を引き上げることとする。(地域密着型基準第 40 条の 3 関係)

(3) 認知症対応型通所介護

①共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。(地域密着型基準第 46 条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「地域密着型予防基準」という。)第 9 条関係)

(4) 通所リハビリテーション

①介護医療院が提供する通所リハビリテーション

通所リハビリテーションについては、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。(居宅基準第 112 条及び予防基準第 118 条関係)

3. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護

①共生型短期入所生活介護

共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所(併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。(居宅基準及び予防基準(新設))

(2) 短期入所療養介護

①介護医療院が提供する短期入所療養介護

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。(居宅基準第 142 条等及び予防

基準第 187 条等関係)

②有床診療所等が提供する短期入所療養介護

一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。（居宅基準第 143 条及び予防基準第 188 条関係）

4. 多機能型サービス

(1) 看護小規模多機能型居宅介護

①指定に関する基準の緩和

サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう、宿泊室については、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として 1 病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ることを可能とする。（地域密着型基準第 175 条関係）

②サテライト型事業所の創設

サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「サテライト看多機」という。）の基準を創設する。サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下「サテライト小多機」という。）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下「看多機」という。）の関係に準じるものとする。ただし、看護職員等の基準については、以下のよう

（主な具体的な基準等）

- ・サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができることとする。
- ・本体事業所はサテライト事業所の支援機能を有する必要があることから、サテライト看多機の本体事業所は看多機事業所とし、24 時間の訪問（看護）体制の確保として緊急時訪問看護加算の届出事業所に限定する。
- ・サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算 1.0 人以上とする。
- ・本体事業所及びサテライト看多機においては適切な看護サービスを提供する体制にあること。

（地域密着型基準第 171 条等関係）

5. 福祉用具貸与

①機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相

談員に対して、以下の事項を義務付ける。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。
(居宅基準第 199 条及び第 199 条の 2 並びに予防基準第 278 条及び第 278 条の 2 関係)

6. 居宅介護支援

①医療と介護の連携の強化

ア 入院時における医療機関との連携促進
入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「居宅介護支援基準」という。)第 13 条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「介護予防支援基準」という。)第 30 条関係)

イ 平時からの医療機関との連携促進

- i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。(居宅介護支援基準第 13 条及び介護予防支援基準第 30 条関係)
- ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
(居宅介護支援基準第 13 条及び介護予防支援基準第 30 条関係)

②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。(居宅介護支援基準第 13 条関係)

③質の高いケアマネジメントの推進

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
(居宅介護支援基準第 3 条及び附則関係)

④公正中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である

こと等を説明することを義務づける。(居宅介護支援基準第4条及び介護予防支援基準第4条関係)

⑤訪問回数の多い利用者への対応

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。(居宅介護支援基準第13条関係)

(※)「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

⑥障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。(居宅介護支援基準第1条の2及び介護予防支援基準第1条の2関係)

7. 居住系サービス

(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

①身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(居宅基準第183条、地域密着型基準第118条、予防基準第239条等関係)

②療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。

- ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認める。
- イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の兼用を認める。

(居宅基準、地域密着型基準及び予防基準 (新設))

(2) 認知症対応型共同生活介護

①身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下のとおり定めることとする。

(基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(地域密着型基準第97条及び地域密着型予防基準第77条関係)

8. 施設系サービス

(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

①入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。

(地域密着型基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)等 (新設))

②身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を以下のとおり見直すこととする。

(見直し後の基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(地域密着型基準第137条及び第162条、指定介護老人福祉施設基準第11条及び第42条等関係)

(2) 介護老人保健施設

①身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を以下のとおり見直すこととする。

(見直し後の基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第13条及び第43条関係)

(3) 介護療養型医療施設

①身体的拘束等の適正化

身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を以下のとおり見直すこととする。

(見直し後の基準)

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第14条及び第43条関係)

3. 根拠条項

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第2項、第54条第2項、第72条の2第2項、第74条第3項、第78条の2の2第2項、第78条の4第3項、第115条の2の2第2項、第115条の4第3項及び第115条の14第3項等

氏名 あべ せつこ
阿部 世津子

生年月日



住所

江差町字



最終学歴

弘前学院短期大学

主な職歴

昭和49年 4月 奥尻町立稲穂小学校 教諭

昭和51年 4月 江差町立南が丘小学校 教諭

昭和61年 4月 江差町立江差小学校 教諭

平成8年 4月 江差町立江差中学校 教諭

平成14年 4月 瀬棚町立馬場川小学校 教頭

平成18年 4月 上ノ国町立小砂子小学校 校長

平成22年 5月 退職

公職歴等

平成27年4月から現在 江差町固定資産評価審査委員

氏 名 なか の たか ひろ
 中 野 孝 弘

生年月日



住 所

檜山郡江差町字 



最終学歴

平成 3年 3月 北海道江差高等学校卒業

職 歴 等

平成 3年 4月 (株)道拓開発

平成 5年 4月～ 檜山南部森林組合総務係長

公職歴等

平成 9年～ 江差町消防団第5分団員

平成20年～ 江差町消防団第5分団班長

平成23年～ 江差町消防団第5分団部長

平成24年4月～ 人権擁護委員（1期目）

平成27年4月～ 人権擁護委員（2期目）

【平成29年度 国・道への要望等状況一覧】

(平成29年12月1日から平成30年2月28日)

要望団体	要 望 内 容	要 望 先	備 考
高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会	■高規格幹線道路函館・江差自動車道「木古内・江差間」整備促進に関する協議について	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省北海道局 (柳屋大臣官房審議官) 参議院議員 (長谷川 岳) 	1月17日 (東 京 都)
南檜山第2次医療圏構成町	■北海道立江差病院医師派遣要望	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学 	1月29日 (要望書提出) (札幌 市)
檜山町村会 (江差町)	■特別交付税要望	<ul style="list-style-type: none"> 北海道 	1月30日 (札幌 市)